

令和6年9月18日（水曜日）午前9時 開議

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	江 上 裕 子 君	2 番	中 川 泰 一 君
3 番	水 野 忠 宗 君	4 番	渡 辺 保 彦 君
5 番	小 宅 宏 君	6 番	鈴 木 準 二 君
7 番	山 田 成 利 君	8 番	広 瀬 隆 博 君
9 番	乾 豊 君	10 番	若 山 隆 史 君
11 番	藤 埴 理 君	12 番	中 村 ひとみ 君
13 番	富 田 栄 次 君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	早 野 博 文 君	副 町 長	藤 塚 康 孝 君
総 務 課 長	藤 塚 正 博 君	企画調整課長	小 森 俊 宏 君
税 務 課 長	桐 山 裕 次 君	健康福祉課長	酒 井 明 美 君
子育て推進課長	吉 野 敬 子 君	住 民 課 長	岡 野 文 紀 君
建 設 課 長	藤 江 和 明 君	都市計画課長	衣 斐 浩 一 君
産 業 課 長	小 竹 武 志 君	上下水道課長	川 瀬 桂一郎 君
会計管理者兼 会 計 課 長	多 賀 靖 君	消 防 主 任	三 輪 学 君
教 育 長	和 田 満 君	教育次長兼 学校教育課長	小 川 裕 司 君
生涯学習課長	桑 原 和 弘 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	高 木 智 司	書 記	石 川 敦 詞
書 記	説 田 藍 海		

4 議事日程

日程第1 一般質問

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（若山隆史君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、4番 渡辺保彦君、5番 小宅宏君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（若山隆史君） 日程第1、一般質問を行います。

通告に基づき、順次発言を許可いたします。

11番 藤埴理君。

〔11番 藤埴理君登壇〕

○11番（藤埴 理君） おはようございます。

1番バッターということで多少緊張しておりますし、多少鼻声もありますが、一生懸命務めさせていただきますのでよろしくお願いを申し上げます。

議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、地方自治体の広域連携についてをお尋ねいたします。

10年、20年後を想定して、垂井町として地方行政全体の在り方を考えていく必要があると感じております。以前にも同様の趣旨の一般質問をした折、垂井町の目指すべき姿を示してほしい、示すべきだという内容だったかと思いますが、今回は、地方自治体による広域連携の観点から伺いたいと思っております。

想定する10年、20年後の課題について共通の認識を持っていただくために整理をしておきます。人口減少のスピードに多少の誤差が生じて、想定どおりに人口減少は進んでまいります。また、少子化、高齢化による人口構造も着実に変化をいたします。また、時間の経過に伴い、公共施設やインフラの老朽化も進みます。特に、支え手、担い手となるべく、15から64歳の人口の減少は、健全な地方自治体運営を阻み、地域社会—コミュニティーのモチベーションを低下をさせます。地方自治体運営の礎となる持続可能な社会の実現にとって、これらの課題の解決を急がなければならないという認識を持たなければなりません。将来起こってしまってからでは遅く、起こる前に次なる一手を打っておく必要があり、そのために垂井町の将来像を明らかにしなければなりません。

地域社会—コミュニティーのモチベーションを保つための方策として、我が町には垂井町まちづくり基本条例がございます。基本理念に、住民は、まちづくりの主権者であり、議会や行政とともに地域特性を尊重した協働のまちづくりを基本とする自治を確立するものとあります。

よりよい地域社会—コミュニティを目指しながら、日々の暮らしを支え合える仕組み、つまりまちづくりをつくり上げなければなりません。

また、同条例には、住民、議会、行政は、お互いに情報を伝え合い、情報の共有に努めますとあります。その重要な役割を担ってくれるのは、行政と住民の双方向の情報交換が重要であると考えます。行政のデジタル化の推進は、この有力な手段だと思っております。

さらに、国と地方行政をつなぐデジタル基盤を進化させて、マイナンバー制度などを活用した情報共有システムを町民と行政をつなげていく重要なツールに進化させなければなりません。

デジタル基盤と併せて、行政の広域連携も進めなければなりません。それぞれの地方自治体において、暮らしやすい地域社会—コミュニティの醸成を進めながら、住民にはタイムリーな行政サービスを提供すべきと考えます。それぞれの自治体における課題に違いがあっても、人口減少という未来をどう切り開いていくのか、近隣市町とは共通の認識を共有しておかなければなりません。

ところで、先日の新聞に、人口減対策、地方任せという記事が掲載されておりました。全国自治体アンケート調査に県・市町村の首長が答えられた結果と認識しております。政府が地方創生を打ち出し10年が過ぎ、移住促進に偏った施策が自治体間の過度な競争を生み、地方の疲弊につながったという内容の指摘がありました。また、全国的にコンサル主体の似たような移住戦略がもたらした結果だとも考えられるともありました。

一市町村の施策だけでは限界があり、市町村間の競争もあって、東京から地方への地方創生戦略が実を結ぶことがなかった10年間であったと思います。地方創生戦略は、地方の疲弊を象徴する取組であったと言わざるを得ません。

そこで、今後の具体的な取組について考えてみましょう。

国のことはさておき、まずは岐阜県との連携が最も重要となっておりまいます。県としても、人口減少は大変重要な問題です。各市町村がそれぞれの戦略で取り組むだけでは成果を上げられないのであれば、県内5圏域としてそれぞれ取り組むことができないかと考えます。

近隣市町村との広域連携は、今後の地方の在り方を左右する大きなきっかけとなるのではないのでしょうか。これまでも廃棄物の処理など既に取り組んでいる案件はあるものの、もう少し長い目で、大きな視野で西濃地域として取り組むこと、また隣接する複数の市町で取り組むことがあるように思えます。それぞれの市町とお互いに補完し合う関係が築けないものかと考えます。西濃地域には優良企業も多く、それぞれの住民の暮らしを支える雇用があるので、互いの施策を競い合うのではなく、互いに補完し合える関係づくりを圏域全体で捉え、今後の住民サービスの充実を図ることは可能ではないかと考えます。

具体的には、どの市町にも老朽化する公共施設の更新が控えていることと思います。今後の財政状況を鑑みると、二の足を踏んでしまい、先延ばしにしてしまうことも想定できます。ならば、隣接する市町と共同で建設をし、その公共施設を互いに利用することによって、それぞれの市町の住民同士の輪が広がり、新たな地域間交流が生まれ、それぞれの市町が活性化する

ことにつながるものと考えます。できることから始めるしかありません。そのきっかけをつくるのは早野町長しかおりません。したがって、以下の質問をいたします。

広域連携をどのように考えておられるのか。また、広域連携への取組をどのように進めていかれるのか。具体的な個々の案件では、それぞれの市町の事情が複雑に絡み合うことが想像できますので、総合的な見地から近隣市町との広域連携をどのように進めるのか、この観点に絞ってお尋ねをいたします。

○議長（若山隆史君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 藤埴議員の御質問の1点目、広域連携をどのように考えておられるかについて、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

議員御指摘のとおり、人口減少に伴います多様化する諸課題に対応するためには、近隣市町自治体と課題を共有して、そしてまた関係する自治体との連携でありますとか、機能分担をさらに推進させていく必要があると考えております。

垂井町の第6次総合計画では、人口減少に対応した行政運営に転換することの必要性和、町単独では実施が困難な事業やスケールメリットを生かした政策を展開するためには、必要に応じて、自治体の枠を超えて広域的な視点から資源活用や課題解決を図ることが重要であると、そのようにしております。広域的な共通の課題に対応するためには、関係自治体との連携を強めまして、広域的な視点に立った行政運営が必要でございます。これからさらに広域連携の重要性が増していくものと、そのように認識をいたしております。

次に、御質問の2点目、広域連携への取組をどのように進めていかれるのかについてお答えをさせていただきます。

西濃圏域には、御案内のとおりでございますが、養老町、神戸町、輪之内町、安八町、そしてまた関ヶ原町、垂井町の6町による西南濃町村会がございますが、昨年度、5年度でございますけれども、この6町職員によります情報交換交流会を開催をいたしております。この会につきましては、それぞれの町が共通で抱えているような課題につきまして、実際にそれらの職務を担当する、主に係長クラスでございますけれども、係長級を中心とした職員が集まって、そしてまた相互に情報の共有や意見交換を行うことで職務への理解を深め、さらには各町の連携を図ることを趣旨としたものでございます。

本年度につきましては、公共施設の適正管理、消防団組織の在り方など8つのテーマを掲げ、去る7月19日に開催をいたしました。本年度は、垂井町が幹事を仰せつかりまして、私も出席をいたしましたので、そのときに感じましたことを少し触れさせていただきたいと思います。

この取組につきましては、まだ2年目でございますが、併せて実務担当者による会でもございますので、議員御指摘にございましたような公共施設を共に建設するなどといった重要な案件を協議するような場にはなっておりません。しかしながら、各テーマに分かれて6町の職員が積極的に意見を交換し、そしてまた和やかに交流している姿を拝見させていただきながら、

今後ともこういった取組を毎年継続していくことで、この会に参画した職員につきましては、10年後、さらに経験を積み、行く末は管理職になる頃には、近隣自治体との連携はさらに強固なものとなり、垂井町はさらに発展するのではなかろうかなと期待を寄せながら同席をさせていただいたところでございます。

一方、広域的な共通する課題に対する近隣市町との連携の取組につきましては、平成27年6月、西美濃地域の3市9町の市長、町長で構成いたします西美濃創生広域連携推進協議会が設立されておりまして、この協議会において、12の市町が連携して地方創生を推進するために必要な事業を企画し、協働で事業を実施することで持続可能な地域づくりを目指す取組を行っておるところでございます。

この協議会には、事務を円滑に推進するために、各担当課長で組織いたします幹事会、必要な事業を実務担当レベルで実施するための定住促進PR部会、そしてまた経済産業部会が設置されております。

移住定住促進PR事業では、首都圏や関西圏を中心とする移住希望者及び潜在者らをターゲットに西美濃の地域の魅力をPRするため、東京あるいは大阪で実施されました移住相談会等へ出展をしております。垂井町につきましては、令和5年度に大阪のイベントに参加いたしました。

また、今年の8月でございますけれども、西美濃創生広域連携推進協議会の指示の下、西美濃地域の市町が連携して、地域内の人口減少に係る共通課題の研究と政策連携に必要な施策を検討するため、3市9町の副市長、副町長で構成いたします西美濃地域政策連携会議が新たに設立されました。8月14日に開催された第1回目の西美濃地域政策連携会議では、各市町から提案がございました公共交通、公共施設、福祉など、実に45件の政策連携項目について議論がなされたところでございます。

今後につきましては、これらの協議会、連携会議を中心に、広域化いたします行政課題への対応と効率的かつ効果的な行政運営を実施するため、個別具体的な課題に対する必要な施策を調査・研究しながら、西美濃地域において広域連携の取組が進められ、また進めてまいりたいと、そのように考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

また、本年度は、垂井町は合併70周年という記念すべき年を迎えることができました。ひとえに議員各位をはじめ、垂井町を愛する皆様方のおかげであると感謝申し上げる次第でございます。

また、私はこの節目の年に町長という職に就かせていただいていることを重く受け止め、変わらない行政経営という本質を維持しつつ、変化し続ける情勢を洞察し、それに柔軟に挑戦し続けるため邁進してまいります。10年後の80周年も20年後の90周年も、さらには30年後に合併100周年を迎えるときも垂井町が発展し続けていってほしいと強く望むところでございます。その手法の一つとして、議員御指摘のとおり、財政面も含めて、総合的な見地から近隣市町との連携の可能性についても絶えず意識しながら町政運営に当たってまいりますので、何とぞ御

理解、御協力を賜りますようお願い申し上げまして、御回答とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（若山隆史君） 11番 藤埴理君。

○11番（藤埴 理君） 町長、ありがとうございました。

今お話を伺っただけでも、それぞれの西濃地域とか、西濃圏域とか、もう少し大きな枠の中で動いておられるということはよく理解をさせていただきました。

今後、これをやはり継続的に進めていくためには、やっぱり町長の決断があって初めてできるものだというふうに思います。この近隣市町の町村におきましても、町長は2期目でございますけれども、経験をお持ちの長い町長になっておられるというふうに理解しておりますので、やはりその点をリードしながら進めていくんだという御決意があれば、ぜひともお聞かせいただければありがたいと思っております。

○議長（若山隆史君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 再質問にお答えをしたいと思います。

議場だけの回答にならない環境が整っておりますので、昨日も某西濃圏域の一般質問の放送を見させていただきました。副市長、それから副町長で構成する会議に至りましたのは、それまでやっぱり直接首長同士で闘うと、任期の日にかがばらばらであるといったこともございますし、それからいきなりちょっと言葉が不適切かも分かりませんが、各論でそれぞれの首長がぶつけ合ってしまうと、まとまるものもまとまらないんじゃないかといった日本独特の組織の仕組みの仕方の伝統もございます、担当課長でやる会議から、それから今回は、特に連携の話については、副市長、副町長クラスで一回十分寝させようということに相なったわけでございます。

その中で、水面の中では、私は、今回の45にわたる連携の中には、特に消防の広域について、ぜひとも垂井町からの案件として登場させようということで、副町長をはじめ担当の課長にそれを俎上に上げよということで、今回俎上に上げたわけでございますが、中には、それはええこっちゃという町長さんとの懇談もしたこともございますが、全員なかなか、13もございまして、いやいやそれよりも公共施設の関連が先だとかいうことを、いろんなことがずらっと一気に出てまいりまして、これはどうしても年期を重ねておるでちょっと強めに言ってまえという、発言についてはそういうことが許される範疇の行動は取っておるところでございますが、いかんせん行政区域界、近いところのまちばかりですので、時には仲よくやっていかなあかんような案件もございまして、その辺はこれから会議の折に、顔を合わすたびに相手方の動向であったとか、そういうことも洞察しながら、間違いなく少しでも、一つでも可能なものについては実現に持っていききたいというのが首長共通の課題でございますので、そこらについてはどのぐらいの時間がかかるか分かりませんが、議員御指摘のとおり行動は取ってまいりたいと、そのように考えておりますので御理解いただきたいと思います。

○議長（若山隆史君） 11番 藤埴理君。

○11番（藤墳 理君） ありがとうございます。

今のお話を聞くと、やはり副町長の役割が非常に大きいなというふうに感じております。今町長の思いをやはりきちっとお受けいただき、副町長がこれからそういった席上でいろんな御発言、また取りまとめをしていかなければならないではないかなというふうに感じましたので、副町長のその辺の心積もり、これからの思いをお伝えいただけたらというふうに思っております。よろしくお願いをいたします。

○議長（若山隆史君） 副町長 藤塚康孝君。

○副町長（藤塚康孝君） 議員の再質問にお答えさせていただきますけれども、先ほど町長が申しました西濃地域政策連携会議が設立されまして、8月に大垣市役所において第1回の会議が行われました。答弁の中でもありましたけれども、提案総数は45件ございまして、公共交通や公共施設、福祉など様々な提案がなされました。それで、垂井町としては、消防のほうを提案したんですけれども、なかなか難しいというようなこともございました。

それで、今後でございますけれども、第1回の会議の内容を踏まえまして、各市町で取り組みやすい項目について首長と協議を行いまして、次回の会議に臨むということになっております。

それから、西美濃地域政策連携会議におきましては、連携政策を検討いたしまして、連携政策の提言を西美濃創生広域連携推進協議会に対して行ってまいりたいと思っております。協議会でその政策手法について協議しまして、実施の決定を行いまして、首長から各市町の実務担当課に具体的な指示を下ろしまして、各市町の実務担当者が集まりましてプロジェクトチームをつくりまして、連携に向けてどのように取り組んでいくのかというようなことを今後行ってまいりたいと思っております。

人口減少が加速する中で、限られた財源で共通課題を共通認識で解決するためには、西美濃地域の市町村で頑張って取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（若山隆史君） 11番 藤墳理君。

○11番（藤墳 理君） 今、副町長の言葉どおり、できることから一つずつという形で進めてまいるというようなことだったかというふうに思っておりますので、これはやはり次のステップにつながるものというふうに確信しておりますので、どうぞ今後しっかりとした協議を重ねながら、西濃圏域全体のやはり大きなメリットを最大限、全国적으로知らせするような方向でしっかりと取り組んでいただけたらというふうに思っておりますので、私のほうの再質問というよりは、お礼の言葉になりますけれども、誠にありがとうございました。

○議長（若山隆史君） 8番 広瀬隆博君。

〔8番 広瀬隆博君登壇〕

○8番（広瀬隆博君） 8番 広瀬隆博です。

ただいま議長の許可がございましたので、通告に従い、町長に質問します。

先般の台風10号に伴う大雨に町民の皆様には御心配事が多かったかとお察し申します。

質問の1点目は、西濃圏域の農地等の水害対策として、当町も泥川改修が行われております。大垣市は、大谷川及び支流の矢道川のかさ上げに併せ、J R東海道線のかさ上げ工事もなされ、それとともに矢道踏切を廃止し、アンダーパスによる新設道路工事が進められており、垂井町北部方面などから国道21号線、長松町東交差点に接続する道路利用もあると考えます。

さらに、アンダーパスから北へ延びる道路拡幅が進められ、これができるれば、矢道を経由した稲葉団地、そして町道125号綾戸平尾線の東分団車庫辺りと道路接続することに状況はなりますが、稲葉団地から垂井町へ接続するカーブを直進し、吉田木材北側の中山道につながる農地を道路として新設することにより、綾戸地内、町道114号線の交通量減少対策につながると考えますが、垂井町としての大垣市と垂井町の道路整備について協議・推進されたいが、町長の所見を伺います。

2点目は、現在大垣市では、東海環状自動車道の全線開通を見越した大垣西インターチェンジ西一帯の土地活用についてアンケート調査を行い、土地の有効活用構想に向けて進められております。ついては、当町綾戸地区の大垣市に接続する字東浦及び北浦等、農地の10アールもない田畑で耕作放棄地や耕作意欲のない所有者もある中で、垂井町として、大垣市にある当町の農地を含めた土地有効活用として、大垣市とともに区画整理事業を進めることが肝要と考えますが、町長の所見を伺います。

○議長（若山隆史君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 広瀬議員の大きい質問の1点目でございますけれども、綾戸地内交通量減少対策について、私のほうからお答えをいたしたいと思います。

議員御指摘にございましたとおり、垂井町栗原・表佐地区の泥川改修に先立ちまして、現在につきましては、岐阜県大垣土木事務所、そしてまた大垣市におきまして、先ほど議員からも紹介にございましたとおり、ようやくにしてでございますけれども、大谷川河川改修並びに関連いたします改修事業が進められておるところでございます。

それに伴いまして、今後、周辺道路網も整備されるのではないかとというふうに考えておるところでございますが、御質問にあった件につきましては、交通量の減少対策でございますけれども、大垣市と垂井町の道路整備の推進についてでございますけれども、市町間を結びます幹線道路の整備につきましては、両市町の発展及び交通網強化の観点から大変重要であると私も考えております。

しかしながら、御提案をいただきました箇所でございますけれども、大垣市地内の道路整備となりますことから、垂井町の事情のみでは道路整備の推進につきましては大変難しいところがございます。しかしながら、決してよそのところをやれやれということじゃなしに、先ほど市町との連携の話もございましたとおり、担当レベルでありますとか、時にはひょっとしたら私も市長とお会いするようなときに、あそこまで垂井町に来ておるけれども、もともとは向こ

うに行った計画も、私、ちらっと当時は担当いたしておりませんが、矢道、西に向かってから北に行くような構想もちょっと記憶に残っておるところでございます。決して道路については、一度造ったものはなくなるといったようなことから、地域発展にも非常に効果の高いインフラ整備でございますので、時を見てお話しできたらというふうに考えておるところでございますが、いかんせん行政体が違うところというのは、今の現法の地方自治法の中で垂井町がわーわ一言って進められるものではないということだけ御認識をいただければというふうに思っております。

今後とも、隣接いたします市町との連携を図りながら、安心・安全かつ円滑な道路網の整備に取り組んでまいりますので、御理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

それから河川についても、現在、大谷川の改修が進められておりますが、揖斐川流域の市町連合の陳情の折にも、あそこの改修を早く進めていただくことで、垂井町の泥川、相川、それから樋門の辺りの合流するところも随分と解消されるということもございますので、大垣市の陳情に併せて、垂井町もぜひ下のほうで合流する地点で越水するようなことのないようにということで、私も同じ立場の意味合いで御陳情を申し上げておるところでございますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（若山隆史君） 都市計画課長 衣斐浩一君。

〔都市計画課長 衣斐浩一君登壇〕

○都市計画課長（衣斐浩一君） 私からは、広瀬議員の御質問の2点目、大垣市に隣接する土地の区画整理事業につきましてお答えをさせていただきます。

土地区画整理事業は、都市計画の母とも称される市街地整備の中核をなす手法であります。本町におきましては、昭和53年から平成11年にかけて、清水、東神田、地藏、南新井の4つの地区におきまして事業を実施してまいりました。

さて、議員御質問の綾戸字東浦及び北浦周辺と隣接する大垣市の土地一帯につきましては、市街化調整区域ではありますが、国道21号沿いでもあり、また大垣西インターチェンジにも近く、大変ポテンシャルの高い地域であります。本町といたしましても、当該地域の土地利用の転換を図ることは、町のさらなる発展のために必要であると認識をいたしております。

この土地利用の転換を図る手法の一つとして、土地区画整理事業は大変有効な手法ではございますが、事業化をするためには、市街化区域への編入や大垣市、垂井町双方の都市計画マスタープランへの位置づけなど様々な課題をクリアしなければなりません。そして、何よりも地権者の皆様の土地利用に対する機運の高まりが大変重要となってまいります。まずは地権者の皆様と意見交換を行い、機運醸成を図っていかねばならないと考えております。

今後も、都市計画の3本柱であります土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業を推進し、都市再生による好循環の実現に向けた取組を進めてまいりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 4番 渡辺保彦君。

○４番（渡辺保彦君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問のほうをさせていただきます。

私からは、公共施設（指定避難所）の耐震化・施設整備についてということで御質問をいたします。

今年の１月に能登半島地震が発生し、初めて南海トラフ地震臨時情報が１週間にわたって発令されました。さらには、垂井町でも、先日の台風の大雨による河川の氾濫等の危険性からの避難情報が発令され、避難所の設置が行われました。幸いにも災害等は発生しなくてよかったと胸をなで下ろしたところです。このように、いつ何どき災害が襲ってくるかというのが現在の状況だと思います。

垂井町地域防災計画において、避難対策について、地域的な特性等や想定される災害等を踏まえ、公共施設等を対象に、災害の危険が切迫した緊急時に安全が確保される、被災者が避難生活を送るための指定避難所が指定されています。その指定避難所については、町は被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造及び設備を有する等の施設を指定するものとしています。また、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保を進めるものとなっています。

そういったことを受けて、町は指定避難所となる公共施設等のバリアフリー化や非常用燃料の確保及び非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、排水経路を含めた災害に強いトイレ等の整備や活用のほか、空調、洋式トイレ等、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるものとなっています。

そこで、指定避難所となっている一部の施設から不安の声を聞いています。垂井東町コミュニティセンターですが、指定避難所に指定されていますが、建物が老朽化しており、耐震性は大丈夫なのか、耐震診断は行っているのか、また耐震性がない場合、耐震化に係る費用はどのようなのか等のことです。

そして、大きな問題があります。この東町コミュニティセンターは、垂井曳軸まつりの子供歌舞伎の稽古場として使用しており、東町祭典委員会が管理しており、単純に一つの自治会として管理しているのではなく、東町の複数の自治会が関係していますので、主体となる地元というものがはっきりしていないという面であります。祭典委員会ですから、祭典のための組織であり、自主防災組織ではないので、目的外である防災の非常用燃料や備蓄品を購入したり、確保することができないのが実情で、建物の耐震やバリアフリー化を進めていくことにも非常に難しい面があります。

このようなことから、町が主体となって避難所としての災害対策を行っていただくことはできないかということです。

２つ目に、また施設が老朽化しており、バリアフリー化も心配だということです。防災対策として、トイレ、冷暖房設備、段差解消、非常用資機材、備蓄品等、施設の整備の必要がある

んじゃないかと懸念されています。そういう場合、対策費用はどうなるのか。とても地元単独、東町祭典委員会ですが、通常は垂井曳軸まつりの寄附金を集めたり、神社のお札を売ったり、また町からの補助金をいただいてぎりぎり曳軸まつりの祭典の費用を賄っているだけですから、とてもそれ以外の費用負担はできないのが現状です。防災対策としての観点から、何か財政措置、各種補助等をしてもらうことはできないかということです。

3つ目に、またこの東町コミュニティセンターは、垂井町公共施設等総合管理計画を受けた2021年3月策定の垂井町公共施設個別施設計画では、建築年が1983年（昭和58年）であり、耐震はありとなっています。そして、計画では2024年に地域へ移譲となっています。この地域への移譲とはどのようなことを意味するのか。全ての管理を地域に移譲し、施設の維持管理、修繕等全て地元で行うということになるのか。防災対策を含めて施設の整備と絡めて、今後どのように進めていくつもりなのか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（若山隆史君） 産業課長 小竹武志君。

〔産業課長 小竹武志君登壇〕

○産業課長（小竹武志君） 私からは、渡辺議員の1つ目の御質問、指定避難所となっている東町コミュニティセンターの耐震性について、2つ目の御質問、施設の防災対策を進めるに当たり、財政措置や各種補助等があるのかにつきまして、垂井東町コミュニティセンターを所管しております産業課からお答えをさせていただきます。

まず1つ目の御質問、指定避難所となっている東町コミュニティセンターの耐震性につきましては、垂井東町コミュニティセンターは、昭和56年に制定された新耐震基準以降に建築された建物であり、命が守られるだけの耐震性が備わっていると認識しております。

続きまして、2つ目の御質問、施設の防災対策を進めるに当たり、財政措置や各種補助等があるのかにつきましては、垂井東町コミュニティセンターは公共施設ではありますが、地域の集会所としての位置づけとして、地元の垂井コミュニティセンター運営委員会が管理運営を担っており、その代表者が東町祭典委員会委員長となっております。過去には、地元からの要望により、平成27年度にはトイレ改修及びカーペットの張り替えを、平成29年度には屋根の改修や畳の張り替えを町で施工しており、その際、地元負担金として工事費の3分の1を先ほどの垂井コミュニティセンター運営委員会に負担していただいております。

また、垂井西町コミュニティセンターにおきましても、地元からの要望により、本年度、トイレの改修を町で施工し、地元負担金を負担していただく予定としております。そのため、本施設の性格、過去の経緯も踏まえまして、垂井東町コミュニティセンターの整備につきましては、同様の制度の活用を御検討いただければと思います。

また、地元として防災資機材を整備される場合は、垂井町自主防災組織防災資機材購入費補助金の活用を併せて御検討いただければと思います。

なお、一般財団法人自治総合センターにおきましては、宝くじの社会貢献広報事業といたし

まして、コミュニティー活動に必要な備品や安全な地域づくりと共生のまちづくり等に対し助成を行っております。御懸念されています防災対策につきましては、助成の対象になる可能性があると考えておりますので、地元としての意向を十分御協議いただき、御相談いただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（若山隆史君） 総務課長 藤塚正博君。

〔総務課長 藤塚正博君登壇〕

○総務課長（藤塚正博君） 私からは、渡辺議員の3つ目の御質問、垂井町公共施設等総合管理計画の今後の進め方につきまして、本計画を所管いたします総務課として基本的な考え方をお答えをさせていただきます。

本町では、2017年、平成29年でございますが、3月に公共施設等総合管理計画を、また2019年、令和元年3月に公共施設アクションプランをそれぞれ策定をいたしました。さらに、2021年、令和3年3月には、公共施設個別施設計画を策定をし、より具体的に各施設の方向性をお示しをいたしましたところでございます。

この公共施設個別施設計画では、議員御指摘の垂井東町コミュニティセンターを含め、現在、例えば主に祭典の練習や準備、その他集会など地域の皆様方に御利用いただいておりますコミュニティセンターや集会所など町が保有する27の施設につきまして、2024年度、令和6年度に地域への移譲を行うこととされております。これは、公共施設の規模縮小、統合、移譲、廃止などを進めることによって、公共施設の総量の適正化を目指すという趣旨でございます。

また、議員御質問の経費に関しましては、まず施設の維持管理等につきましては、垂井東町コミュニティセンターをはじめとした施設は、現在町におきまして火災保険料等を支出をいたしておりますので、こちらは仮に移譲をさせていただきましたら、その後は御負担をお願いをすることとなります。

一方、施設の改修等につきましては、先ほど産業課長の答弁の中にも一部ございましたが、垂井町集会所設置事業等補助金交付条例の基準に該当する場合には、御申請をいただくことで補助金の交付が可能となります。事業費に応じて要件はございますが、基本的な補助率は3分の2となっております。

次に、今後の進め方でございます。

公共施設個別施設計画では、2024年度、令和6年度に地域への移譲を行うこととされていることから、前年度でございます令和5年度、総務課におきまして、対象となる施設ごとに耐震性、耐用年数、移譲した場合に御負担をいただくことが想定される費用、そのほか想定をされる様々な効果や課題、こういったものを調査をいたしました。その後、対象の施設を所管する課が複数に分かれておりますので、所管する課長とも共有をさせていただいた上で、その内容を公共施設等総合管理検討委員会、経営統合会議など、庁内の会議におきまして協議・報告をしてまいりました。これら一連のプロセスを通じまして、現在、議員御指摘の計画どおりに、

急いで地域等への移譲と計画ではなっておりますが、これを急いで進めるのではなく、もう一度時間をかけてでも慎重に検討する必要があると考えておるところでございます。

公共施設個別施設計画は、2021年、令和3年3月に策定をいたし、2026年、令和8年3月に5年目を迎えます。今後、計画の更新に向けた見直しを進める予定であり、総務課では、ただいまその準備に入っております。垂井東町コミュニティセンターなどの集会施設などは地域コミュニティの場の一つでもあり、それぞれにこれまで利用されてこられた歴史もございます。あわせて、防災対策では議員御指摘の垂井東町コミュニティセンターも含め、指定避難場所になっている施設もございます。これらを踏まえ、その一方で、公共施設個別施設計画の本来の目的や方針などにつきましてもしっかり認識をさせていただき、来年度、令和7年度にかけて、関係課等とも十分に調整を図りながら、現在の計画のとおりに進めるべきなのか、もしくは別の方法を検討するべきのかなど、慎重に検討しながら計画の見直しに当たってまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 4番 渡辺保彦君。

○4番（渡辺保彦君） どうもありがとうございました。

いろいろと補助等々御指摘いただきまして、御指南いただきまして、また地元さんと協議したいと思いますが、これだけ災害が頻繁に多発するようになってまいりまして、今までですと指定避難所となっておりました施設も気軽に考えていたところはございますが、いざこれだけ災害が発生するとなりますと、やはり当然避難所としての活用をせざるを得ないということで、地元としては、本当に避難所としてうまく活用できるのかということを非常に心配されておられます。ですから、そこら辺を踏まえて、地元と避難所として使っていくにはどのように運用していったらいいかということの事前打合せ等もちょっとやっていただくと、地元も安心して施設を管理していけるのかなあというふうに思いますので、今までは何もそういう町と地元との話合いというか、そういうのはなかったと思うんですが、やはりそういったことを話合いをして、コンセンサスを深めていただいて、いざというときに避難所として活用できるような体制を取っていただくようにぜひともお願いしたいと思いますが、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（若山隆史君） 企画調整課長 小森俊宏君。

○企画調整課長（小森俊宏君） 再質問にお答えさせていただきます。防災を担当しております企画調整課のほうからお答えをさせていただきます。

今、議員御指摘のとおり、災害がいつ何どき起こるか分からない状況が続いています。今回の台風10号におきましても、9つの避難所を開設したところでございますが、その開設に当たりましては、地元の方たちとの連携が大変重要になってまいります。十分その辺り、日頃からの備えとして連携を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

また、連携するに当たっては、日頃からいろいろな地元の自主防災隊などの訓練を通じまして、またそことの連携も含めてしっかり構築してまいりたいというふうに考えておりますので、

よろしくお願いいたします。

○議長（若山隆史君） 4 番 渡辺保彦君。

○4 番（渡辺保彦君） ありがとうございます。

そういった地元とやっぱり話し合いをすることによっていろいろ理解し合えるところがあると思いますので、いざ災害が起きたときに間に合うように、日頃から町と地元が話し合っていたくということでもよろしくお願いいたしますと思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（若山隆史君） 5 番 小宅宏君。

〔5 番 小宅宏君登壇〕

○5 番（小宅 宏君） 5 番 小宅宏です。

議長の許可を得ましたので、通告に従い、一般質問を開始させていただきます。

一般質問 1. 相川堤防（表佐地区）路肩除草の徹底と待避所（車擦れ違いの場所）の設置を。

相川地蔵橋下流右岸堤防は非常によく車が使われます。地蔵橋付近の道路幅は7メートルと広く、次第に4.5メートルぐらいに狭くなります。高田橋付近までの堤防の除草は、町民のボランティア活動、美化デーの除草活動等でやられています。高田橋から荒崎新橋までの除草は、県、町の委託工事作業での除草となっております。荒崎新橋までは左カーブになっており、草、竹やぶ等が視界を遮り、路肩の白線が草で見えなくなります。路肩付近の竹やぶの伐採と根っこからの撤去を県に強く求めます。

垂井町のごみ収集作業の中核を担う山元産業があり、クリーンセンターもあります。とりわけ山元産業から高木煙火株式会社までの間は、車の擦れ違い場所がありません。待避場所3メートル幅の設置を求めます。現に、荒崎新橋より下流100メートルくらいの地点に1か所待避所があります。それを見本に設置していただきたいと思いますが、どうお考えですか。

一般質問 2. 南海トラフ地震が近づいた今、体育館に空調設置は喫緊の課題。

私は、2024年3月の定例会の一般質問で、能登半島地震を踏まえ、体育館に空調設置をと訴えましたが、南海トラフ地震が近づいた今、再度この質問を行います。

隣の大垣市では、緊急防災・減災事業債（7割を交付税措置）を活用して、本年より5年かけて小・中学校28校全ての体育館に空調設置を行うことを発表しました。

また、養老町においては、今定例会におきまして、高田、東部の両中学校の体育館への空調設備の導入に向けて、建物の断熱性の調査に577万円の補正予算を計上するなど、対策が始まっています。

垂井町はどうするのか伺います。本町は、本年度より東小学校の長寿命化事業が展開されている中で、東小学校の体育館に空調設置のモデルケースをつくり、検証してから、残りの小学校6校、中学校2校に展開すればいいと考えますが、いかがですか。計画を教えてください。

一般質問 3. 現保険証の存続を。保険証存続は天の声、民の声。

岐阜新聞、9月5日付の一面トップに、18地方紙、1.2万人調査によると、現行の保険証の

新規発行停止まで3か月を切ったが、現行保険証を残してほしいという意見が8割に上り、廃止への不安や異論が根強い現状が浮き彫りとなりました。昨年来、全国で現行保険証を残してくださいの請願署名運動が広がっています。しかし、政府は、今年12月2日以降は現行の保険証を廃止する方針を変えていません。

マイナ保険証がなくても医療にかかります。

全国の運動により、現在の健康保険証は12月2日以降も使えること。2. マイナ保険証を作らなくても医療を受けられること。そのために保険証に代わる資格確認書が発行されることになります。

現在の保険証は有効期限まで使えます。

国民健康保険の場合、通常は来年の7月31日まで有効です。70歳の誕生日を迎える方、75歳になって後期高齢者医療に移行される方は、誕生月が有効期限になっています。保険証で確認してください。後期高齢者医療制度の場合、有効期限は来年の7月31日までになっています。勤労者など社会保険の場合、来年の12月1日まで有効です。有効期限が過ぎる前月に資格確認書が送付されます。マイナ保険証を持っていない方には、有効期限が切れる前月に保険証に代わる資格確認書、現在の保険証と同じようなカードが申請なしで郵送されることになっています。

マイナ保険証をお持ちの方には発行されません。

12月2日からの保険証の発行停止をめぐって、マイナ保険証がないと医療機関を受診できなくなるなどの不安が患者、国民に広がっています。政府が、現行の健康保険証は発行されなくなります。マイナンバーカードを御利用くださいとポスターやチラシで宣伝しているからです。

任意制度とその徹底を。

そもそもマイナンバーカードをつくるかどうかは任意です。さらに、マイナンバーカードを保険証として登録するのも、マイナ保険証を使うかも任意です。任意の制度を普及するために保険証を廃止することには全く道理がありません。任意であることを患者、国民に徹底すべきです。政府は、現行の保険証の廃止後、マイナ保険証を持っていない人には資格確認書を全員に交付するとしています。また、マイナ保険証を持つ人が自分の保険情報が正しくひもづけられているか確認するために、資格確認書とは別に資格情報のお知らせという書面も配付します。中小企業の労働者などが加入する全国健康保険協会（協会けんぽ、約4,000万人加入）は、加入者全員に資格情報のお知らせを配ります。資格確認書、資格情報のお知らせのどちらも保険資格について保険証と同じ内容が記載されています。保険証を廃止しても、同様のものを配付するわけです。支離滅裂な施策と言わざるを得ません。

医療機関の窓口では、マイナ保険証の読み取り機器の不具合、災害による停電など様々なトラブルが起きています。制度の仕組み上、トラブルをゼロにすることはできません。その際、資格確認に使われるのが保険証です。円滑に受診するために、マイナ保険証とともに保険証を持参することを厚労省も推奨してきました。保険証廃止後は、資格情報のお知らせを提示する

ことになります。

保険者の負担増加。

何のために保険証を廃止するのか意味不明だけでなく、これらは保険者の負担を増大させます。資格確認書、資格情報のお知らせを発送する作業は、マイナ保険証を持っていない人を日常的に把握するなど手間がかかります。速やかに配付しないと、保険資格の確認ができず、窓口で10割負担を強いられる事例が生じます。これを防ぐのは保険者の責務ですが、大変な作業になります。

さらに重大なのは、現行の健康保険証は、期限が来れば新しい保険証が送られてくるのに対し、マイナ保険証は、5年ごとに役所に行って自分で更新しなければならないことです。更新を忘れると、窓口で10割負担を求められかねません。資格確認書も法律では希望者が申請することになっており、当面の間、申請なしで送られてきますが、その後は決まっています。

現在行われている自民党総裁選では、一部の候補から、保険証廃止の先延ばしなどの声が出ています。国民の批判の強さの表れです。現行の公的医療保険制度の下では、保険証を発行・交付する責任は国、保険者にあります。それを揺るがすことは許されません。保険証廃止を撤回し、保険証を残すことを求めます。

マイナ保険証の利用率は、7月の調査で11.13%です。88.87%の人が使っていないのは、今の健康保険証で十分に便利だからです。だったら廃止せずに残せばいいのに、とにかくマイナ保険証を使えと突き進む政府に不信が募るのは当然です。

西濃社保協が8月に行った自治体アンケートでは、今年6月現在、マイナ保険証を保有している方の割合は7割前後です。そもそも任意であるマイナンバーカードに保険証を一本化することに無理があります。健康保険証を廃止する理由は見当たりません。

そこでお尋ねします。資格確認書の更新期限は最長で5年ですが、更新期限は各自治体で決めることになっています。更新期限は何年にする予定ですか。2回目、3回目は申請なしで続けますか、お答えください。

以上3点、一般質問を終わります。

○議長（若山隆史君） 建設課長 藤江和明君。

〔建設課長 藤江和明君登壇〕

○建設課長（藤江和明君） 小宅議員の大きい質問の1点目、相川堤防（表佐地区）路肩除草の徹底と待避所（車擦れ違い場所）の設置についてお答えいたします。

まず初めに、相川につきましては、岐阜県が管理します1級河川であるため、垂井町において、河川の堤防道路部分を占用し、町道認定をしております。

堤防路肩除草につきましては、相川の高田橋から大垣市境までの間を岐阜県及び垂井町がそれぞれ業者へ委託し、除草作業を実施しております。

本町におきましては、堤防道路を管理する観点から、通行に支障のある箇所、路肩から1メートルの範囲を、また本町委託部分より河川側につきましては、河川管理者である岐阜県が河

川管理の観点から業者へ委託し、除草作業を実施しております。

相川河川区域内の樹木伐採につきましては、毎年、河川管理者である岐阜県へ要望活動を行っており、順次実施していただいております。議員御指摘の箇所につきましても、岐阜県へ要望してまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

また、待避所の設置につきましては、現状において、普通自動車同士の擦れ違いにおいては支障がないと考えますが、通行車両の状況、利用者からの要望等により今後検討してまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 教育次長 小川裕司君。

〔教育次長兼学校教育課長 小川裕司君登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（小川裕司君） 私からは、小宅議員の２つ目の御質問、南海トラフ地震が近づいた今、体育館に空調設置は喫緊の課題についてお答えをさせていただきます。

これまで体育館への空調設備の設置につきましては、本年３月議会の一般質問をはじめ、所管の常任委員会などにおいて、議員から御質問・御提案をいただいているところでございます。

南海トラフ地震については、垂井町においても最大震度６弱、地震発生が早朝である場合、全壊３４９棟、半壊１,１６３棟、死者数４名、避難者数１,５２８名と、岐阜県が行った調査により、その被害が想定されています。

災害発生時においては、各小・中学校や体育館が優先し、避難所になることが予想されます。本年１月に発生した能登半島地震における被災地支援として、垂井町からも町の職員を派遣いたしました。現地での地震による建物の倒壊、道路やライフラインの損壊、また公共施設等での避難所生活の実情を実感して帰ってまいりました。派遣を終えた職員から、避難所となった小学校の体育館の様子を伺うと、体育館には常設の空調設備は整備されていなかったが、国等から供給されたジェットヒーター、大型暖房機により寒さ対策が取られていたと報告を受けております。

垂井町では、これまで児童・生徒が毎日使用するトイレの洋式化や、体育館、普通教室等の照明器具のＬＥＤ化、経年劣化による施設・設備の修繕・更新など、児童・生徒にとって教育環境の質的な向上・改善、また安全・安心して学校生活が送れるよう、優先順位を精査しながら施設整備を計画的に進めてまいりました。

一方で、先月８日、日向灘を震源とするマグニチュード７.１の地震が発生し、南海トラフ地震臨時情報が発表されるなど、近い将来において巨大地震の発生が危惧されております。

また、先月の台風１０号の影響により、垂井町でも洪水警報による避難指示、また大雨による浸水被害のおそれが予想されたため、表佐、合原、府中の３小学校の体育館において避難所の開設が行われました。学校体育館への避難所開設は今回が初めてであったかと思いますが、幸いにも体育館に避難された方は合原小学校の１名であり、体調を崩されることなく無事自宅へ帰られたと聞いております。

引き続き、児童・生徒の教育環境の質的な向上、また安全・安心した学校生活が送れるよう

計画的な施設整備に努めますとともに、学校体育館への空調設備の設置につきましては、他市町の取組状況、その成果を踏まえ、引き続き調査・研究に取り組んでまいりたいと考えております。御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 住民課長 岡野文紀君。

〔住民課長 岡野文紀君登壇〕

○住民課長（岡野文紀君） 小宅議員の御質問のうち3点目、現保険証の存続を。保険証存続は天の声、民の声についてお答えをさせていただきます。

令和6年12月2日から、健康保険被保険者証の新規発行が廃止され、保険証利用登録がなされたマイナンバーカード、いわゆるマイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。保険証の廃止まで3か月を切り、各種の報道がなされており、私どももその期限が近づいていると実感しておるところでございます。マイナ保険証への移行については、不安や疑問の声、賛同の声があり、意見は様々であることも感じておるところでございます。

現在お持ちの国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証は、保険証に記載されている有効期限までは12月2日を過ぎてからもそのままお使いいただけます。有効期限後につきましては、マイナ保険証をお持ちの方はマイナ保険証で医療機関を受診いただくことになります。お持ちでない方につきましては、資格確認書を申請によらず交付いたします。

議員御質問の資格確認書の更新期限につきましては、5年以内で各保険者が有効期限を設定することとなっており、垂井町国民健康保険、岐阜県後期高齢者医療健康保険では1年間を予定しております。

資格確認書は、原則、本人の申請に基づき保険者が交付することとなっておりますが、当分の間、本人の申請によらず保険者が交付する運用とされております。この運用が認められる間は、毎年申請によらず交付する予定でございます。資格確認書には、保険証と同じように、氏名、性別、生年月日、住所、70歳以上の加入者の方には自己負担割合などが記載されます。この70歳以上の負担割合は、前年の所得等に基づいて毎年8月から7月の1年間の負担割合を判定するため、被保険者証と同様に資格確認書も有効期間を毎年8月1日から7月31日の1年間と予定しております。

マイナ保険証を使われている方からは、限度額認定証などの申請をせずとも、医療機関で限度額以上の支払いを抑えることができ便利だというお声もいただいております。災害等の緊急時にかかりつけ医に受診できない場合でも、マイナ保険証で過去の診療情報や薬剤情報を基に適切な医療を受けることができます。また、就職、転職、引っ越しをした場合においても、役場での手続は今までもおりに要りますが、同じマイナ保険証で医療機関を受診することができます。

マイナンバーカードの取得については、議員おっしゃるとおり任意ではありますが、マイナ保険証への不安を抱えている方が見えることを踏まえた上で、利用方法、仕組み、資格確認書など丁寧で分かりやすい説明を行い、周知を図ってまいります。御理解賜りますようよろしく

お願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 5 番 小宅宏君。

○5 番（小宅 宏君） 体育館に空調設置をのことで再質問します。

国からの財政支援として、学校体育館への空調設置に対する財政措置が来年度まで時限立法として2つあります。1つは、文科省が出している学校施設環境改善交付金プラス地方債の場合、実質地方負担は25%、4分の1です。断熱性があることを要件とする。もう一つは、総務省が出しております緊急防災・減災事業債の場合、これは大垣市が行った断熱要件なし、実質地方負担が30%。いずれも申請する期間が来年度で終わりということですから、今養老町でもそういう調査に、今定例会で577万円の調査費を計上しておると。もちろん大垣市は財政規模が違ふし、人口も違いますが、もう5年スパンで28校全てを展望しているということなので、垂井町は、国からの特別支援ということを利用しないと、やはりもっと負担がかかってくるということでもありますので、その点についてどういうふうに考えているか、お答えをお願いいたします。

○議長（若山隆史君） 教育次長 小川裕司君。

○教育次長兼学校教育課長（小川裕司君） 再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

これまで優位な地方債等については、小宅議員からの御提案、御指導をいただいたところでございます。これにつきましては、教育委員会といたしましても、それぞれの案件に合った中での調査・研究を進めてまいったわけでございます。

しかしながら、最初の答弁にもございましたが、まだまだ毎日子供たちが使う学校施設には不十分な点がございますので、まずはそちらを優先させていただきたいと思います。しかし、喫緊の課題というような御質問をいただいております中でのこの体育館への空調機の設置につきましては、近々大垣市のほうで行われます学校、ここにエアコンをつけたという実例がございますので、担当係長を派遣いたしまして、現地調査のほうも進めてまいります。

またその点についても報告をさせていただきますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（若山隆史君） 5 番 小宅宏君。

○5 番（小宅 宏君） 御答弁ありがとうございました。

やはり先延ばしじゃなくて、やっぱりこの5年、10年ぐらいのスパンで、これまでに垂井町はやり切るんだという立場をやっぱり執行部がきちっと持って、それを計画的にやっていただきたいということで、災害に遭わないということとともに、災害に備えることも大切だと考えますので、今後ともよろしくお願いいたします。終わります。

○議長（若山隆史君） しばらく休憩いたします。再開は10時45分といたします。

午前10時29分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（若山隆史君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

13番 富田栄次君。

〔13番 富田栄次君登壇〕

○13番（富田栄次君） 通告に従い、大きく2点質問いたします。

第1点目、できない理由よりやる方法を考えよ。

第2点目、台風10号と道路冠水についてであります。

第1点目、できない理由よりやる方法を考えよと題してお尋ねをいたします。

この言葉は、故松下幸之助氏が生前に残した言葉です。松下幸之助氏は、できない理由もどうしたらできるかを常に考えていたといひます。

そこでお尋ねをいたします。

表佐地区に、ある道路があります。あえてその場所はいませんが、それは通学路としても生活道路としても使われています。前々から、住民の方からその道路を舗装してほしいと、そういった要望がありました。

担当課にその旨を相談すると、その道は町の所有ではあるが、公衆用道路ではあるが、その道は町道ではない。ゆえに町道でないから舗装は難しいというような返事でありました。優先順位もあり、町道でないところを舗装するということについては難しいというような回答でありました。

町道を認定するにはいろいろ条件があり、法、例規集を見られたらお分かりになると思うんですが、いろいろ書いてあります。例えば大きなこととしては、4メートル以上の道幅が要るとか。現地を確認すると、その道路は建物が1棟あり、そこだけ道幅は2メートルでした。しかし、そこ以外は道幅を拡幅することは将来的に可能でもあり、よくよく表佐地内を見回しますと、4メートル以下の幅員の町道が多いようにも思われます。

これは認定された時期にもよるかと思われませんが、このままでは同じ地域に住みながら、これから先何十年と4メートルの道幅がないことで舗装されない凸凹道を行き交う子供たちと、4メートル幅がなくとも舗装された快適な道を行き交う子供たち、同じ学校に通う子供たちに大きな格差があることとなります。

この道は4メートルない。4メートルないから町道認定はできない。町道でないから舗装はできない。これはできない理由探しの三段論法だと思います。住民がたらい回しにされることとなり、できない理由を探すかのような対応に悩むこととなります。

できない理由を考えるのではなく、できる方法を一緒に考えていく。担当課の所見をお伺いします。

町民の皆さんに成果が届き、結果ですね、成功の結果、成果が届き、すばらしいまちづくりに取り組んでいくためには、できない理由を述べる前に、できる方法を探す。常にできる理由を探す。そういった目線、視線、町民目線が不可欠であり、物事を、不可能を可能に変える力、垂井町の社会を、未来をよくしたいという熱い思い、それが最も必要ではないかと思われまひ。

そこでお尋ねします。

1 丁目、町道でないと舗装はできないのでしょうか。その道路の延長線上に既に舗装された箇所があります。それはいつ頃か分かりません。

2 丁目、優先順位とありますが、優先順位のその内容をお尋ねします。最優先課題は、子供たちの通学路を子供たちのために舗装する。そのためにはどうしたらいいか、それを考えていくのが第一優先ではないかと思われれます。

3 丁目、優先順位は誰が決めるのか。本来、優先順位は住民が決めるのではないのでしょうか。

4 丁目、歩行者専用道路として舗装してはどうか。

5 丁目、ここをいつまでも放置することは、垂井町の「子育てファーストタウンたるい」「こどもまんなか応援サポーター宣言」に反しないか、尋ねるものであります。

次に、第2点目、台風10号と道路冠水についてと題してお尋ねをいたします。

これまで台風が来るたびに、特に線状降水帯という言葉が現れるようになってから、道路冠水がよく見られるようになりました。一時的な大雨により側溝に流れていく水が、道路の上を川のように流れていく。これは一時的な大雨ということもあり、雨が降るのが終われば水が引くのもとても早く、早ければ半日で元に戻り、何もなかったようになります。

今回、豪雨の中、私は朝8時頃から9時半頃まで、表佐地内を見て回りました。東から西のほうまで冠水しそうなところを見て回り、真ん中を通る業平川を挟んで東で3か所、西で3か所、道路冠水しているのを目にしました。深さといえは10センチから15センチくらいの水の流れではありますが、道路の上を川のように水が流れているのを目にしました。

本来は垂井町全域を見て回りたかったのですが、大変危険でもあり、地元表佐地域だけにしました。豪雨の真ただ中であり、雨でカメラもビデオも思うように使えず、冠水の記録を残すのが精いっぱいでした。一つ間違えれば車が動けなくなるんじゃないかというところが数か所あり、これがさらに進めば床下浸水につながっていくのではないかと思うほどでした。

表佐の西に比べ東のほう道路冠水量が大きかったのは、高低差の関係かと思われます。見て回った1か所目、ここは三差路ということで、3方向から低い側溝に水が集まってきてあふれ出てきたものです。2方向に排水が分かれています、1方向の側溝が狭くて排水し切れていない。

次の2か所目、よくよく見てみると、側溝の上を水が流れている。そこは要するに金網の蓋がない。いつからか鉄格子、金網の蓋をあまり見かけなくなったと思われます。蓋ががたつくとうるさいという町民の声に答えてか、コンクリート蓋を多用してあります。その結果、蓋が重く簡単に清掃、掃除ができない。ゆえに側溝の中にごみ、土が落ちないようにコンクリートの蓋を多くしたのではないかと勝手に想像するわけではありますが、要するに金網の蓋がなく、側溝の中に水が落ちるようになっていない。全部コンクリート蓋がしてある。だから、側溝の中を水が流れず、側溝の上を川のように水が流れている。

3か所目は、足が引っ張り込まれるんじゃないかというような勢いで、道路の上を流れる水が渦を巻いて、側溝の底の中に水が落ち込んでいました。あえて写真は持ってきませんでしたが、かなり渦巻いておりました。

長い道路の側溝の間で見ると、金網の蓋が1つしかないわけです。そこに水が集まって、すごい勢いで側溝の中へ入っておりました。道路側溝の高低差がもたらしめている現象であるように思われます。低いところに水が集まる、この高低差を調整すれば、側溝の中を水が下流に流れると思います。

これまで大雨があると、結局、下流の相川、泥川、牧田川、揖斐川、長良川が県・国の管轄となり、その河川がいっぱいになれば、垂井町だけではどうしようもない。排水機場ができないならば、排水機場ができるまでは排水は難しいといった一つの諦めに近い気持ちもありました。

そこで、同時時間帯に相川、泥川の次に、10時半頃から11時半頃までの間だと思うんですが、揖斐川と長良川を見て回りました。想像したより水かさがなく、同じ時間帯ではまだ長良川、揖斐川、泥川、相川、全てにまだ排水量に余裕があるような状況。

そんな状況下で、この表佐地域内において水があふれてくるということに疑問を感じました。道路冠水が起きるのは、道路側溝、排水路の幅、傾き、勾配等の、先ほど言いました蓋も含めて、きめ細かい対応がされていないからと思われます。

これからの気象状況を見ていると、こういったことが毎年続くのではないか。さらにまたこれよりもひどくなってくるのではないかというような心配もあります。

道路冠水するところは毎回大体決まっており、今回6か所の冠水箇所を写真とビデオで撮りました。それにより冠水した水がどちらに向かって流れていくかも分かります。後日、6か所の現場写真とビデオをお渡ししたいと思います。そこでお尋ねいたします。

これは議員の皆さん、表佐地域に限って申し訳ないです。全地域を見回っていないものでお許しいただきたいと思うんですが、まず道路冠水箇所を把握しておられるか。

2つ目、また道路冠水についてどのような対応をされてきたのか。

3つ目として、またどのように今後対応されるのか、排水計画・排水対策をお尋ねするものであります。

○議長（若山隆史君） 建設課長 藤江和明君。

〔建設課長 藤江和明君登壇〕

○建設課長（藤江和明君） 富田議員の大きい質問の1点目、できない理由よりやる方法を考えよ及び2点目、台風10号と道路冠水についてお答えいたします。

現在、垂井町で実施しております舗装事業は、町道認定を行っております道路を対象に、自治会要望、地元要望及び現地状況を考慮の上、優先順位を決定し、事業を推進しております。

また、通学路の整備につきましては、平成26年度より実施しております垂井町通学路安全推進会議を中心として、各小・中学校からの報告を基に危険箇所を抽出し、優先的に整備を推進

しております。

また、台風10号と道路冠水についてでございますが、台風や集中豪雨時には現地確認を行い、側溝の溢水、道路冠水状況及び被害状況の把握に努めております。

今回の台風10号は、垂井町において近年まれに見る集中豪雨であったことから、道路及び河川被害も広範囲となり、多くの住民や関係者に影響を及ぼす事態となりました。

大きい質問の1点目、できない理由よりやる方法を考えよのうち、1つ目、町道でないと舗装はできないのかについてでございますが、限られた予算であることから、現在は町道を対象とした舗装を基本としております。

しかし、町道以外の公衆用道路等についても、利用形態や安全性の観点から、必要に応じて部分的な舗装は実施しております。

そのほか、住宅環境の改善を促進するため、居住者または宅地所有者2人以上が共同で行う排水路整備事業及び道路整備事業に対しまして、申請に基づき補助金を交付しております。

次に、御質問の2つ目、優先順位とあるが、優先順位のその内容はについてでございますが、限られた予算の中で費用対効果を基に優先順位を決定し、事業を推進しております。

また、議員御指摘の通学路が第一優先ではないかについてでございますが、垂井町通学路安全推進会議で抽出した対策につきましては、優先的に事業を推進しております。

次に、御質問の3つ目、優先順位は誰が決めるのかについてでございますが、自治会要望、地元要望及び現地状況を考慮の上、庁舎内で検討を行った結果を基に事業の優先順位を決定しております。なお、危険を伴う緊急案件につきましては臨機応変な対応を実施しております。

次に、御質問の4つ目、歩行者専用道路として舗装してはについてでございますが、現在も歩行者が安全に通行できるような道路整備を推進しております。

今後も歩行者専用道路に限らず、現地状況、利用形態を十分に検討し、安全・安心な歩行空間の整備を推進してまいります。

次に、御質問の5つ目、垂井町の「子育てファーストタウンたるい」「こどもまんなか応援サポーター宣言」に反しないかについてでございますが、垂井町では令和5年度から「子育てファーストタウンたるい」を掲げ、安心して結婚、出産、子育てができ、子供たちが健やかに成長できる環境づくりに積極的に取り組んでおります。

道路事業におきましても、昨年7月には、表佐小学校及び表佐こども園周辺道路におきまして、警察と連携の上、最高速度30キロの区域規制に加え、道路にハンプや狭窄などを設置し、人優先とするゾーン30プラスの整備を行い、安全で安心して通園・通学していただけるよう、こどもファーストの取組を実施しておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、大きい質問の2点目、台風10号と道路冠水についてのうち、1つ目、道路冠水箇所を把握しているかについてでございますが、現地確認や住民通報を基に、道路冠水箇所や被害状況の把握に努めております。

特に、以前から道路冠水する箇所につきましては、要注意箇所として重点的な確認を実施し

ております。

次に、御質問の2つ目、道路冠水についてどんな対応をされてきたのかについてでございますが、側溝内に堆積した土砂撤去などの日常の維持管理に加え、必要に応じて側溝及び水路断面を大きくするなどの路側改良や水路改良を実施しております。

次に、御質問の3つ目、またどのように今後対応されるのかについてでございますが、既存の道路側溝や排水路の断面は、3年から10年確率程度の降雨量を標準対象として整備されており、近年頻繁に発生しております線状降水帯による大雨には対応できておりません。

今後は、道路冠水などの危険発生箇所の改良の検討を行い、同様な被害を軽減できるような対策を行っていきたいと考えております。

最後に、御質問の4つ目、排水計画及び排水対策についてでございますが、昨年度及び今年度の2か年で、雨水出水浸水想定区域図の作成に取り組んでおります。

令和4年3月に改訂いたしました洪水ハザードマップは、相川等の河川氾濫による外水被害を対象としておりますが、雨水出水浸水想定区域図は、道路側溝の溢水による内水被害を示すものでございます。今年度末の完成を予定しており、来年度においてホームページ等での公表を検討しております。

また、現在策定中の雨水出水浸水想定区域図、既存の洪水ハザードマップ及び過去の被害状況を基に引き続き必要なハード対策の検討を推進していきたいと考えております。

今後も関係機関と連携を図り、安全に安心して通行できる道路整備に加え、災害に強いまちづくりのための道路・河川整備の推進に取り組んでまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 13番 富田栄次君。

○13番（富田栄次君） 再質問いたします。

大きな2問目につきましては、もうこれは個々になってきますので、また別の場で事細かに現場も踏まえてお尋ねしていきたいと思っておりますので、この場ではやめます。

第1点目につきましては、今、課長から答弁がございました。

私ももう少しきっちりと聞いておればよかったんですけど、少し感情が高ぶりまして聞き逃したところがありましたので、その辺りを加味してお答えいただきたいと思っております。

1つ目のときに、課長お答えになられました、限られた予算の中でと言われました。それはどのような意味ですか、限られたというのは。それをまずお尋ねしたいと思っております。

それと、予算組みをされずして予算はないわけで、そのことについても、予算組みを何年来されずしてやってこられたということなんですけれども、まずそこで一つお尋ねします。

優先順位というのがありますが、自治会長要望も出ております。優先順位も事細かにここでいろいろと決めておられるもので、答えられにくいと思っておりますけれども、優先順位もこれはかなり高いものだと思っておりますが、1つここでお尋ねしていきたいのは、入札関係ですと副町長を頭にしてきちっとやっておられると思うんですけど、どこで優先順位なり執行について

決定されておられるのか、もう少し分かれば、もうこれは答えられませんということであれば結構ですが。

といいますのは、私、あえて4番目にファーストタウンを出したのは、町長さん、こういうようなおつもりで、こどもまんなか、こどもファーストと言っておられるから、まずこれについて反対はされないだろうと思って言っているわけなんです。分かりませんけど。

となると、課の中でこうやって決めておられるのか、もう少しその辺りをどのような過程で。毎年要望来ているんです。藤江課長さんもまた新しくなられた課長さんで、その前の課長さんの頃から、これはもう住民要望で出ているわけですが、簡単な言葉の限られた予算というだけではちょっと納得ができないもので、どこでどなたがどのようにして決めておられるか、分かるところがあれば教えてください。

○議長（若山隆史君） 一問一答でお願いします。

○13番（富田栄次君） じゃあ、その今の件です。よろしくお願いします。

どこで決められていますか。

○議長（若山隆史君） 建設課長 藤江和明君。

○建設課長（藤江和明君） 再質問にお答えいたします。

その限られた予算というのはどこで決められているかということでございますが、こちらにつきましては、毎年度、各課からの予算要望に基づきまして、庁舎内で予算査定というものが行われまして、その中でそれぞれ担当課から出ております要望について、検討したもののの中で、その予算化ということをされますので、ここでの決定でございまして、その全体の予算の中で、どうしても道路事業につきましても限られた予算となってきますので、そういったところで、今回こういったものについては町道優先というところから、整備として上げておりませんので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 13番 富田栄次君。

○13番（富田栄次君） なぜ限られた予算というのを尋ねたのは、予算でやっているのは分かるんですけれども、道路とか舗装については漠然と大きな枠の中でやっておられるものですか、結果が出てくるまでなかなか分からないんですけれども、それは分かりました。

それで、これはどのようにして優先順位なり何か、こういったものはどこで決めておられるかをお尋ねします。

○議長（若山隆史君） 総務課長 藤塚正博君。

○総務課長（藤塚正博君） 再質問にお答えをさせていただきます。

今、建設課長のほうの答弁にもございましたが、大まかな流れを申し上げますと、毎年このぐらいのちょっと暑い時期に、翌年度の予算に向けた主要事業、各課のほうで主要事業を上げていただいて、そこで1つずつ大きな事業、大規模事業などにつきまして精査をいたします。

その上で、特にこの道路事業などにつきましては、いろんな大型事業に該当してまいりますので、その上で予算査定におきましては、総務課長、それから第二次査定で今度は副町長、最

最終的に町長、この町長の段階まで、建設事業、道路・橋梁等につきましては所管のほうでフィルムとかいろんな映像なども使っていただきながら査定を行って決めていくというような流れになっております。よろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 13番 富田栄次君。

○13番（富田栄次君） 今の説明、よく分かりました。

これで質問はやめますが、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（若山隆史君） 3番 水野忠宗君。

〔3番 水野忠宗君登壇〕

○3番（水野忠宗君） 議長からの許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

私からは大きく1点目、台風10号豪雨に伴う垂井町の被害状況及び住民の避難状況についてお尋ねしたいと思います。

まずもって、この台風10号の被害に遭われました皆様のお見舞いを申し上げたいと思います。

また、職員の皆様について、避難所の運営や交通整理など対応に、また消防団の皆様については災害防御活動に御尽力をいただきましたことをお礼申し上げます。

さて、通常の台風は高気圧の縁に沿って北上し、ある程度北上した後は偏西風に乗ってスピードアップをしていきますが、この台風10号は偏西風に乗れず、太平洋高気圧とチベット高気圧の間で台風を流す風が弱いため、九州に接近。上陸後もスピードが上がらずのろのろが続き、本州付近には台風周辺や高気圧の縁からの湿った空気が流れ込んで、台風から離れているところでも湿った空気が流れ込み続け、同じような場所で大雨が続き、大垣市ではハザードマップの想定しない区域でも内水氾濫による民家の冠水が発生しました。

また、垂井町栗原・表佐地区の低い場所では、相川、大谷川の水位が高いため、大垣市十六町の泥川水門が閉鎖され、内水氾濫が発生しました。この水門は、翌日8時44分にゲートが全開となり、徐々に内水は排出されたところでございます。

これまでに何度も発生する内水氾濫。想定外の災害ではなく、想定できる災害であると考えています。

今後も、早期に泥川排水機場の設置に向け、垂井町と共に岐阜県へ要望していきたいと考えております。

そこで、以下の5点についてお尋ねします。

台風10号の垂井町対策本部の対応について、お答えをいただきたいと思います。

2点目、避難所設置した場所と避難者の状況についてお尋ねします。

3点目、地域の特性に合った避難所設置及び避難誘導及び情報周知体制についてお願いします。

4点目、冠水による作物の被害状況についてお願いします。

5点目、災害の発生を防ぐための水路や適正な維持管理についてお願いします。

1 点目について、5 点をよろしくお願いします。

続きまして、2 点目です。

教育長 3 期 8 年余りの総括についてお尋ねをしたいと思います。

教育長に就任されて以来、数々の垂井町の教育等に関して御尽力をいただいているところでございます。

私自身の在職中には、1 人 1 台のタブレット導入、中学校 2 学期制の導入や全校のコミュニティ・スクール化、給食費無償化、新型コロナウイルス感染症対策など、大変お世話になったところでもございます。また、教職員の働き方改革にも取り組まれたものと思っております。

垂井町の教育等の全般に関しまして、これまでの総括についてと、今後ますます少子高齢化が進む中での教育全般について、教育長にお尋ねしたいと思います。

以上 2 点についてよろしくお願いいたします。

○議長（若山隆史君） 企画調整課長 小森俊宏君。

〔企画調整課長 小森俊宏君登壇〕

○企画調整課長（小森俊宏君） 私からは、水野議員の大きい御質問の 1 点目、台風 10 号豪雨に伴う垂井町の被害状況及び住民の避難状況についてのうち、1 点目の台風 10 号の垂井町対策本部の対応について、2 点目の避難所設置した場所と避難者状況について、3 点目の地域の特性に合った避難所設置及び避難誘導及び情報周知体制の 3 点についてお答えさせていただきます。

初めに、台風 10 号の垂井町対策本部の対応についてお答えさせていただきます。

8 月 22 日に発生した台風 10 号の影響により、8 月 29 日から 9 月 2 日にかけて大気の状態が非常に不安定となり、西濃地方を中心に大雨となりました。

本町では、8 月 30 日 23 時頃から激しい雨が降り続き、岐阜県の雨量観測所である岩手、谷観測所では、30 日 23 時から 31 日 13 時までの累加計雨量で 200 ミリ、時間最大で 36 ミリの雨量を記録しました。

町が設置する東消防署、岩手地区まちづくりセンター、府中地区まちづくりセンター、朝倉体育館の 4 か所の雨量計では、府中地区まちづくりセンター雨量計で、31 日 11 時から 12 時の 1 時間に 55.5 ミリの雨量を記録し、朝倉体育館雨量計では、降り始めの 29 日 7 時から 31 日 13 時において、総雨量 351.5 ミリを記録いたしました。

その対応につきましては、8 月 31 日午前 3 時 51 分、岩手地区谷、府中地区大滝において、土砂災害警戒判定メッシュ情報の土壌雨量指数基準を上回り、垂井町に大雨警報（土砂災害）が発表されたことから、直ちに警戒第一態勢を取り、大雨に関する様々な情報の収集と避難所開設に向けた準備に取りかかりました。

7 時 30 分、岩手地区の谷、宮之前、大石、府中地区の大滝を対象に、警戒レベル 3（高齢者等避難）を発令し、同時に垂井町災害警戒本部を設置し、警戒第二態勢に移行いたしました。

9 時 25 分には、栗原地区に警戒レベル 3（高齢者等避難）を発令し、9 時 58 分には、垂井町に洪水警報が発表されたことから、10 時 5 分、職員全員に参集を指示し、182 名体制で対応に

当たりました。同時に消防団にも出動要請をいたしました。

10時57分には、宮代地区に警戒レベル3（高齢者等避難）を発令いたしました。

11時には、垂井町に大雨警報（浸水害）が発表され、11時2分には、岐阜県水位観測所の泥川、室原新橋の水位が氾濫危険水位7.6メートルを超え、災害発生の危険が高まったことから、垂井町災害対策本部を設置し、非常態勢に移行いたしました。

11時8分には、東地区に警戒レベル3（高齢者等避難）を発令し、11時10分には栗原地区の幸瀬古、東瀬古、境野地区を対象に、警戒レベル4の避難指示を発令いたしました。

11時15分には府中地区、12時45分には垂井地区に、警戒レベル3（高齢者等避難）を発令いたしました。

大雨が続く状況の中で、災害対応に必要な態勢を取り、情報収集を行いながら、各地区の状況に応じ、順次避難情報を発令し、関係機関、地域と連携しながら災害対応を行ってまいりました。

次に、御質問の2点目、避難所を設置した場所と避難者状況についてお答えさせていただきます。

先ほど対応状況でお答えさせていただきましたとおり、各地区において警戒すべき状況が立て続けに発生いたしましたことから、対象となる地区に高齢者等を避難や避難指示を発令し、同時に避難所の開設を行いました。

開設した避難所は、各地区に合計9か所、延べ16名の方が避難されました。その内訳といたしましては、岩手地区まちづくりセンターに11名、東地区まちづくりセンターに2名、栗原地区まちづくりセンターに1名、合原小学校体育館に1名、宮代地区まちづくりセンターに1名で垂井町林業センター、表佐小学校体育館、府中小学校体育館、ワイワイプラザ垂井の4つの避難所に避難した方はございませんでした。

次に、御質問の3点目、地域の特性に合った避難所設置及び誘導及び情報周知体制についてお答えさせていただきます。

本町には、町の中央部を流れる1級河川の相川、南部を流れる泥川をはじめ、中小合わせて14の河川がございます。地勢的条件から、山間部の水害は、急傾斜地の崩壊などの土砂災害が予想され、平野部における水害は、河川の越水氾濫による浸水害や内水氾濫による水害が予想されます。

災害の規模や発生状況により、地域の特性に合った避難所を選定し、避難所を開設する場合には、国や气象台、県が発表する洪水予報等の情報や、河川の水位情報を基に対象地域の設定等に留意するとともに、避難情報を夜間に発令する可能性がある場合には、あらかじめ避難行動を取りやすい時間帯の避難情報の発令に努めることとしています。

同時に、警察や消防などの関係機関と連携を図り、必要に応じて交通規制を行うなど、対象地域の住民が迅速かつ安全に避難できるよう努めています。

情報周知体制につきましては、避難対象地域の住民の生活環境、居住環境等が多様であるこ

とから、防災行政無線、Ｌアラート（災害情報共有システム）のほか、町ホームページ、防災アプリ、ＬＩＮＥ、電子メール、公用車など様々な伝達手段を活用し、広報に努めています。あわせて、避難対象地区の連合自治会長、まちづくり協議会長、自主防災隊長など、地域の代表者の方と連携を図りながら情報周知を行います。

職員については、災害時に備え、日頃から伝達手段や伝達内容を確認しておくとともに、災害を想定した訓練を行い、確実に迅速に情報伝達と行動ができる体制を整えてまいります。

今後も、防災関係機関や地域の皆様と協働しながら、人命に関わる活動を最優先に考え、災害による被害が少しでも軽減できるよう防災活動に努めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 産業課長 小竹武志君。

〔産業課長 小竹武志君登壇〕

○産業課長（小竹武志君） 私からは、水野議員の大きい１つ目の御質問、台風10号豪雨に伴う垂井町の被害状況及び住民の避難状況についてのうち、４つ目、冠水による作物の被害状況につきまして、農政を所管しております産業課からお答えをさせていただきます。

台風10号による農作物被害につきましては、泥川の溢水により表佐・栗原地区の農地が冠水し、農地に被害を及ぼしました。内容といたしましては、水稻冠水27.7ヘクタール、大豆冠水25.6ヘクタール、キャベツ冠水0.9ヘクタールとなっております。

今後の影響につきましては、県西濃農林事務所や西美濃農業協同組合不破営農経済センターによりますと、水稻につきましては、等級のダウンや収量が減少する可能性があります。大豆につきましては、等級のダウンや収量の減少、生育不良、枯れる可能性があります、現地では既にその症状が見られます。キャベツにつきましては、収量減少、成長遅延、病害発生のおそれがあるということです。

以上、答弁とさせていただきます。御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（若山隆史君） 建設課長 藤江和明君。

〔建設課長 藤江和明君登壇〕

○建設課長（藤江和明君） 水野議員の大きい質問の１点目、台風10号豪雨に伴う垂井町の被害状況及び住民の避難状況についての５つ目、災害の発生を防ぐための水路の適正な維持管理についてお答えいたします。

今回の台風10号は、垂井町において近年まれに見る集中豪雨であったことから、道路及び河川被害も広範囲となり、多くの住民や関係者に影響を及ぼす事態となりました。

議員御指摘のとおり、垂井町栗原・表佐地区におきましては、相川から泥川への逆流を防ぐための泥川水門が閉鎖されたことから、泥川へ流れ込む水を下流の相川へ排水することができなくなり、道路冠水や農地浸水被害が長期間となりました。

また、そのほかの地区におきましても、道路側溝及び水路からの溢水により通行障害となる箇所も多く発生いたしました。

議員御質問の災害の発生を防ぐための水路の適正な維持管理についてでございますが、先ほどの富田議員の答弁でも申し上げましたが、現在は側溝内に堆積した土砂撤去などの日常の維持管理に加え、必要に応じて側溝及び水路断面を大きくするなどの路側改良や水路改良を実施しております。

また、既存の道路側溝や排水路の断面は、3年から10年確率程度の降雨量を標準対象として整備されており、近年頻繁に発生しております線状降水帯による大雨には対応できておりません。

今後は、道路冠水などの被害発生箇所の改良の検討を行い、同様な被害を軽減できるよう対策を行っていきたいと考えております。

さらに、昨年度及び今年度の2か年で、雨水出水浸水想定区域図の作成に取り組んでおり、既存の洪水ハザードマップ及び過去の被害状況を基に必要なハード対策の検討を推進していきたいと考えております。

今後とも関係機関と連携を図り、住民が安全で安心して過ごせる災害に強いまちづくりのための道路・河川整備の推進に取り組んでまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 教育長 和田満君。

〔教育長 和田満君登壇〕

○教育長（和田 満君） 水野議員の2つ目の御質問の1点目、教育長3期8年余りの総括につきましてお答えいたします。

垂井町は、豊かな自然、豊かな歴史・文化・伝統のある町、スポーツの町であります。

そして、それらを大切に守るために、献身的に取り組んでおられる皆様、文化の香り高いまちづくり、スポーツのまちづくりに取り組まれる皆様が大勢おられるすばらしい町であることを実感いたしました8年半でした。

また、垂井町には規模が異なり、それぞれに特色ある教育を進めている9つの小・中学校があります。

こども園、不破高校も含めて、それぞれの園、学校で地域に根差した特色ある教育がなされていること、また子供たちの安心・安全のための見守り活動や学校を支援いただける保護者、地域の皆様が大勢おられることも、垂井町ならではのすばらしさであることを実感いたしました8年半でした。

教育長拝命以来、そうした垂井町の特色や強みを生かし、垂井町の教育をより充実できるように全力を尽くしたいというのが私の一貫した願いでございます。全ての学校を地域とともにある学校、コミュニティ・スクールにお願いしたことは、その強みと特色を生かす取組の一つであります。

今日までを振り返ってみますと、子供たちの命に関わる酷暑、猛暑への対応、かつて経験したことのない新型コロナウイルス感染症への対応、GIGAスクール構想実現への対応、また

カルガリーからのALTの派遣がなくなる中、英語教育の充実のために外国人英語指導助手を3人体制にしたこと、また新たに求められるプログラミング教育やがん教育への対応など、学校教育をめぐる新たな教育課題が次々と生まれた8年半でございました。それゆえにやりがいも強く感じてまいりました。

また、教職員の働き方改革をめぐりましては、平成30年度から2年間、文部科学省と岐阜県教育委員会から業務改善加速推進事業のモデル地域の指定を受けまして、学校の当たり前を見直し、改善を図ってまいりました。その取組と成果につきましては、岐阜県の総合教育会議で知事に向けて発表させていただいたこともありました。

生涯学習に関わりましては、南宮大社や真禅院本地堂保存修理、史跡美濃国府跡整備基本計画の作成を行ってまいりました。現在は、美濃国府跡の公有地化を計画的に進めております。また、昨年度からは、国史跡の指定に向けて菩提山城跡の総合調査を実施しております。垂井町にとりましての大切な文化財の価値を、広く町民の皆様に広報したいと願っています。

生涯スポーツの振興や青少年の健全育成に関わりましては、各地区まちづくり協議会の皆様との全面的な御支援によりまして、各地区で工夫されました特色ある取組を行っていただいております。

特に、青少年の健全育成や道德教育の推進のため取り組んでおります、あったかい言葉かけ運動は、まちづくり協議会、家庭、学校の御協力をいただき、毎年8,000点を超える応募をいただいております。西濃地区の応募総数の約3割、岐阜県全体の応募総数の約1割を占めると聞いております。毎月「広報たるい」で御紹介しておりますが、感動的な温かい言葉や挨拶の交わせるまちであることを実感しております。

こうして振り返ってみますと、これまでも大切にしてきた取組の充実と、先ほど申し上げました学校教育をめぐる課題や部活動の地域移行など、新たな課題に対しまして積極的に対応してきた8年半だったと思います。

新たな教育課題に対応してこられましたのも、議員の皆様からいただきました御提言や御支援、町民の皆様との御理解と御協力、教育の現場で日々子供たちに真摯に向き合う小・中学校の教職員の理解と努力、町長をはじめ役場職員、とりわけ一緒に取り組んでいただけた水野議員はじめ歴代の教育委員会事務局職員のおかげと感謝申し上げます。

さらに、各地区まちづくり協議会をはじめ、町内の様々な団体の皆様の多大なるお力をお借りでき、子供たちの教育の充実、生涯スポーツや生涯学習の充実に取り組むことができていますことに深く感謝申し上げます。

平成28年4月、教育長として初めて参加をさせていただきました小学校の入学式での新1年生は、今年中学3年生、義務教育の卒業の年を迎えています。たくましく成長した中学3年生の姿を見るたび、また地域の行事や、時には大垣市内で挨拶をしてくれる高校生の姿を見るたびに感動し、8年余りの取組に思いを巡らせています。

教育という営みは、社会がどんな状況であっても、子供たちに明るい未来を描くことができ

るようにする営みであり、常により価値のあるものを求め続ける営みであるというのが私の信条であります。

これまで3度にわたり議会の御同意をいただき、様々な事業に取り組ませていただきました。3期、8年6か月の任期を務めることができているのは、ひとえに議員の皆様、町民の皆様の御理解と御協力をいただきましたおかげと重ねて深く感謝申し上げます、私の総括とさせていただきます。

次に、御質問の2点目、今後ますます少子高齢化が進む中での教育につきましてお答えいたします。

教育長を拝命いたしました平成28年度、児童数は1,602名、生徒数は851名、児童・生徒数の合計は2,453名でした。今年度、令和6年度は、児童数1,180名で422名の減少です。生徒数は727名で124名の減少、児童・生徒数の合計は1,907名で546名の減少となっています。

最近の出生数によれば、今後も少子化の傾向は続くものと見込まれています。こうした状況を踏まえ、将来の垂井町のためには、垂井町第6次総合計画の教育・文化のテーマ「ふるさとへの誇りと愛着をもった人材を育てるまち」は一層重要になると考えています。

そのためには、ふるさとへの深い誇りと愛着を持っておられる地域の皆様、地域の自然、伝統や文化、歴史を大切に守っておられる皆様、地域活動やボランティア活動に情熱を持って取り組んでおられる皆様と子供たちの触れ合いの機会や場が必要であると考えております。

また、便利で豊かな時代、バーチャルやICTの時代に生きる子供たちだからこそ、自然体験、野外体験、農業体験など、様々な直接的な体験や人と人との関わりを通して実感して学ぶことが、人としての成長に極めて重要であると考えています。

人生100年時代を迎える中で、生涯学習で学んでこられました成果や長年の生活の中で得られました御経験を、学校の教育活動や地域の活動の中で子供たちに伝えていただきたいと願っております。

少子化が進む時代には、子供たち一人一人が自分の夢や将来の希望を持ち、自己肯定感を持ってたくましく生きることができるよう育っていただくことが何より大切であると考えております。学校教育はもちろんのこと、家庭教育や地域の教育の中でも、これまで以上に子供一人一人のよさや持ち味、個性や可能性を引き出す教育を行うことが重要になってくると考えております。さらに少子化が進む中での垂井町の子供たちにとってふさわしい教育環境を研究し、検討することも必要であると考えております。

岐阜県内におきましては、学校の統廃合を進めた地域、義務教育学校を設置した地域、統廃合はせず、必要に応じてオンライン授業や合同授業を行うとする地域があります。

今後、そうした地域の取組の成果と課題を研究しますとともに、垂井町の将来の学校の在り方につきまして、多角的、多面的に研究を行ってまいりたいと考えております。その際には、複式学級で学ぶ子供たちの声や保護者の声を大切に聞き取りますとともに、コミュニティ・スクールを支えていただいております学校運営協議会や地域の皆様の声を十分に聞かせていただ

くことも大切にすべきと考えております。

以上、私の答弁とさせていただきます。御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 3 番 水野忠宗君。

○3 番（水野忠宗君） 教育長さん、垂井町の教育全般に関しましてお話しいただき、ありがとうございました。

私が生まれ育った地域では、ふるさとの誇りと愛着を持った子供や大人が大変たくさんいます。自分自身も生涯にわたって関わっていかねばならないと、そう思ったところでございます。今後とも御支援、御協力をよろしくお願いいたします。

さて、1 点目の再質問に入りますが、いろんな台風の情報に関して、LINE とかホームページ等で案内しているということでございましたが、それらの情報について、どの程度住民や企業に伝わったのかとかいうことをどのように考えてみえるか、また今後どうしたいかということについてお願いしたいと思います。

○議長（若山隆史君） 企画調整課長 小森俊宏君。

○企画調整課長（小森俊宏君） 再質問にお答えをさせていただきます。

先ほど答弁の中で、防災行政無線のほかに様々な媒体を通じて情報伝達をしていくということで御説明をさせていただきました。

どこまでどのように伝わったのかというところまでは情報を分析してはおりません。ただ、防災行政無線につきましては、先ほどもちょっと触れさせていただきましたが、それぞれの生活環境ですとか居住環境によって伝わる範囲、範囲といいますか、なかなか伝わりにくいというお声も耳にしておりますので、できますれば様々な、先ほど御説明させていただいたような媒体を通じて、情報を取っていただきたいというふうに思っていますのでよろしくお願いいたします。

○議長（若山隆史君） 3 番 水野忠宗君。

○3 番（水野忠宗君） ありがとうございます。

情報については自分で取ってくださいと、できるだけ積極的に取ってくださいということでございますが、情報難民といいますか、そういう方もいたりということもありますので、やっぱり人的な、人から人への伝えるということも大切ではないかと感じたところでございます。

今後、そういった防災計画なり、そういったことの見直し、避難所の開設・運営に関して、今回課題はなかったのかお願いしたいと思います。

○議長（若山隆史君） 企画調整課長 小森俊宏君。

○企画調整課長（小森俊宏君） 再質問にお答えさせていただきます。

先ほども触れさせていただきましたとおり、情報伝達、避難の発令、この情報をどう伝達するかというのは、私どもも非常に大事な部分だというふうに考えておりまして、先ほどの様々な媒体と、ほかにやはり先ほども触れさせていただきました連合自治会長ですとかまちづくり協議会長、また各地区に多く設置されております自主防災隊を通じて情報を伝えさせていただ

いて、またそこからそれぞれの情報体制に基づいて住民の方に情報を下ろしていただくということが非常に大事になってくるというふうに思っておりますので、日頃からの地域との連携をしっかりと深めていながら災害に備えてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（若山隆史君） 3番 水野忠宗君。

○3番（水野忠宗君） ありがとうございます。

今後も、こういった災害をいい経験として、次の対策に生かしていただきたいと思います。

ぜひ調査・研究、訓練、研修などをしていただきまして、災害に強い垂井町、誰もが安心して暮らせる垂井町を目指していただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（若山隆史君） しばらく休憩いたします。再開は13時15分といたします。

午前11時50分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（若山隆史君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

12番 中村ひとみ君。

〔12番 中村ひとみ君登壇〕

○12番（中村ひとみ君） 12番 中村ひとみでございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、大きく3点にわたって質問を始めさせていただきます。

まず1点目、マイナ保険証の普及と利用促進等についてお伺いいたします。

今年の12月2日から従来の保険証は新規発行がされなくなり、その後はマイナンバーカードでの保険証利用を基本とする仕組みに移行していきます。

円滑に移行するために、政府としてはマイナンバーカードの総点検等を行い、国民の信頼回復に努めてまいりました。現在は、本年5月から7月をマイナ保険証利用促進集中取組月間として、医療団体との連携やあらゆるメディアを通じて広報展開をしています。

一方で、地方議会においては、健康保険証の存続を求める意見書、健康保険証廃止の見直しを求める意見書などが採択される動きが相変わらず続いております。国民の不安が払拭されるまでの当面の間は、健康保険証を存続したほうがよい等々、根拠のない理由で可決に加担してしまうなどの状況が見られています。

こうした状況を踏まえて、地域住民が安心してマイナ保険証を利用できるよう、利用することの利便性や質の高い医療を受けるための基盤となっていくことなどの正しい情報を丁寧に発信していくことが必要と考えます。一人でも多くの方に、データに基づくよりよい医療が受診できる、高額医療費などの手続の簡素化ができるなどの医療サービスの環境を提供していくことを目指して、マイナ保険証の取組を進めていくべきだと考えます。

マイナ保険証利用促進のための広報活動の取組については、現在、マイナンバーカードは国

民の約81%、本町では84.8%が保有しています。その一方で、健康保険証としての利用は全体の約7.73%にとどまっている現状です。

活用法の一つとして、マイナンバーカードはデジタル社会における公的基盤であり、保険証として利用してもらうことで、患者本人の薬剤や診療のデータに基づくよりよい医療が提供され、高額療養費制度の限度額適用認定証が不要になるなど、患者・医療現場それぞれに多くのメリットがあります。さらに、電子処方箋や電子カルテの普及・活用など、日本の医療DXを進める上でも重要なベースとなります。

活用法の2として、また、大規模な地震などが起きた際に、開設された避難所において、マイナンバーカードを使って入退所管理や薬剤情報の管理を行う実証実験を行った結果、入退所の手続きがスムーズかつ正確に行われ、避難者の把握にかかる時間が10分の1に短縮されました。また、薬剤情報も必要量を正確に把握できるためスムーズな支援（提供）が要請でき、避難者、運営者の両方に対して大きな効果が見られました。

活用法3としましては、さらに、一部地域においては、救急医療における患者の健康・医療データの活用という消防庁の実証事業が行われております。これは、例えば自宅や外出先で事故や病気などによって突然倒れてしまって緊急搬送された場合等に、救急車に装備されたカードリーダーでマイナ保険証を読み取ると、既往症が分かる、どんな薬を服用しているか等の情報を確認し、救急隊や医師が速やかに適切な治療ができるようになるというもので、近い将来、全国展開する予定と聞いています。

このように、社会全体で医療DXを進めていくために、マイナ保険証は重要であり、保険証を廃止し、マイナ保険証への移行をする本年12月2日までにいかに円滑に移行していくかが極めて重要であります。

そこで、マイナ保険証の利用促進に向けた取組について伺います。

7月4日に厚労省保険局医療介護連携施策課により、「マイナンバーカードの健康保険証利用の促進に向けた御協力をお願いについて」という事務連絡が発出されております。これを見ますと、利用促進に向けた動画やポスターなどの広報素材の印刷提供など、サポートメニューがたくさんあります。

ぜひこのようなものを活用しながら、12月に向けての広報活動を強力に推進し、町民の皆様への正しい情報発信に取り組んでいくべきと考えますが、見解を伺います。

マイナンバーカードをいまだ保有していない方への対応について伺います。

マイナンバーカードの利用シーンが拡大してきて、住民票が近くのコンビニですぐに取れてよかったや、母子健診の受診券として使え、マイナポータルから結果がすぐに見えるなど、身近なところでもその利便性を実感する声が増えてきていますが、7月時点で国民の81%が保有しているとされていますが、まだ取得したくてもできない方が特に高齢者を中心にいらっやいます。

現在、総務省では、来庁が困難な方に対して、施設等に対するマイナンバーカード取得支援

という事業を実施しております。行政職員が希望のある施設や自宅等に出向き、一括して申請を受け付けることができます。その際に出張した職員による本人確認や写真撮影を行い、後日郵便等で御本人にお届けするというものであります。

将来的なマイナ保険証による医療D Xを考えますと、希望する高齢者に対して保有の機会を提供することが非常に重要であります。

また、高齢者の方などの暗証番号の設定や管理の負担を軽減するため、暗証番号の設定が不要な顔認証マイナンバーカード、これはコンビニ交付などの暗証番号が必要なサービスは利用できませんが、医療機関や薬局などで利用していただけるような対応もされています。

そこで、本町における施設等に対するマイナンバーカードの取得支援の取組状況を伺います。

また、高齢者施設や高齢者世帯などに対して、このような支援があることを周知し、希望する方がマイナ保険証を保有できるような取組を推進していくことが極めて重要であると考えますが、本町の取組の現状について併せて伺います。

続きまして、大きな2点目といたしまして、認知症の人に寄り添った地域社会の構築について伺います。

国内の認知症の高齢者数は、65歳以上の人口がピークを迎える2040年には、認知症高齢者数が約584万人、軽度認知障がい（MC I）高齢者数が約612万人に上ることが推計される中で、誰もが認知症になり得るという認識の下、共生社会の実現を加速することが重要です。

認知症の人を単に支える対象として捉えるのではなく、認知症の人を含めた国民一人一人が一人の尊厳のある人として、その個性と機能を十分発揮しながら、共に支え合って生きる共生社会の実現を目指し、本年1月に認知症基本法が施行されました。

特に地方公共団体は、認知症の人やその家族等にとって身近な行政機関であるとともに、認知症施策を具体的に実施するという重要な役割を担っています。認知症の人や家族も安全に安心して暮らせる地域の構築へ取組が必要です。

そこで1点目、認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解を深める取組の推進について伺います。

社会の高齢化が進む中で、認知症は誰もがなり得るものであり、認知症の当事者が尊厳を持って最期まで自分らしく暮らせる地域社会の構築が求められています。そのためにも、誰もがなり得る認知症について、国民一人一人が、自分事として、身近な問題として捉えることが重要です。

そこで、行政が軸となり、小・中学校の児童・生徒、地域の企業・経済団体や自治会等と連携して、認知症サポーター講座のさらなる展開や新しい認知症観を定着させる啓発資料の作成配布など、認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解を深める取組を強化すべきと考えますが、見解をお聞かせください。

2点目といたしまして、認知症の人の尊厳ある暮らしを守るケア技法であるユマニチュードの普及について伺います。

認知症と軽度認知障がいの方を合わせて1,000万人を超える状況の下では、認知症の人や家族等が安心して穏やかに暮らせる生活環境の構築が必要です。実際に、記憶障がいや認知障がいが起こる中で、当事者や家族の不安から行動・心理症状が発生し、それまでの家族関係が損なわれてしまうことも少なくありません。

認知症の人の尊厳ある暮らしを守る上で、一人でも多くの住民が認知症の人に対する適切な接し方を身につけて、認知症の人の行動・心理症状の発生を抑制することは特に重要であると考えます。

そのための効果的な技法として、「あなたを大事に思っている」ことを「見る」「話す」「触れる」「立つ」の4つの柱で、相手が理解できるように届けるケア技法があります。これが、ユマニチュードが注目されております。

介護の現場では、一生懸命ケアをしても、相手から拒絶されたり、暴言を受けたりすることがあります。実際、口腔ケアを嫌がり声を荒げていた90代の男性に対して、看護師がユマニチュードを実践したところ、その男性は抵抗せず口を大きく開け、口腔ケアを受け入れ、笑顔を見せていました。

国内の研究結果では、認知症の方の行動や心理症状が15%ほど改善された、ケアする側の負担感も20%軽減したとの有効性が確認されています。また、ユマニチュードに先駆的に取り組んでいるフランスの一部施設では、離職したり欠勤したりする職員が半減したほか、鎮痛剤といった向精神薬の使用量を9割近く減らしたという報告もあります。

福岡市では、2016年に、家族介護者や病院・介護施設の職員を対象としたユマニチュード実証実験を実施しました。その結果、暴言や徘徊などの症状が軽減し、介護者の負担感も低下するといった効果が見られたことから、2018年度には、市はまちぐるみの認知症対策として、この技法を導入し、ユマニチュードの市民講座などを本格的に展開しました。対象は、家族介護者や小・中学校の児童・生徒のほか、市職員や救急隊員など多岐にわたります。

講座を受けた市民からは、もっと早く知ればよかった、今後は介護をする人たちに私たちが伝えたいとの声が寄せられたのを受け、こうした取組を継続的に実施しようと、今年4月から福祉局の中にユマニチュード推進部を新たに設置しています。

そこで、認知症の人の行動・心理症状の発生を抑制し、認知症の人と家族等の尊厳ある暮らしを守るために、ユマニチュードの普及に積極的に取り組むべきと考えますが、見解をお聞かせください。

3点目、地域における認知症ピアサポート環境の整備について伺います。

若年性認知症の方々を含め、認知症の人が生きがいや希望を持ち、その個性と能力を十分に発揮することができるよう、認知症の人の社会参加の機会の確保に向けて、家族や事業主が安心して適切な行動が取れる環境の整備も必要です。

特に、認知症と診断された後に、希望を失うことなく、新たな目標に向かって目標を持って行動することができるように、認知症の人が自らの認知症に係る経験等を当事者同士で共有す

る機会を確保し、本人や家族の不安を軽減することは大変重要であります。

そこで、認知症の本人や家族等が診断後早い段階で同じ経験をした方々との情報共有や様々なアドバイスが受けられるように、インターネットによる交流を含めた地域における認知症ピアサポート環境の整備も重要と考えますが、見解をお聞かせください。

最後、3つ目の質問に入ります。

円滑な健康診断実施のための環境整備の推進について、学校で実施されている健康診断について伺います。

学校においては、児童・生徒等が学校生活を送るのに支障がないか、疾病をスクリーニングし、健康状態を把握するため、学校保健安全法第13条により義務づけられている健康診断を毎年4月から6月の間に実施しています。

学校での健康診断をめぐっては、近年全国的な問題として、教育委員会に児童・生徒から、聴診器が胸に当たって不快な思いをした、なぜ肌を見せなければならないのかなどの意見が多数寄せられ、上半身裸で待機することや異性の教員が立ち会うことへの疑問等、その実施方法に懸念の声が上がっています。

こういった懸念のお声をお聞きし、我が党として昨年5月12日に政府に提言をしました「すべての女性のためのトータルプラン」の中で、安心して受けられる学校健診の実現として、1. 健康診断の質を担保しつつ、児童・生徒が安心して受けられる健康診断に取り組むこと、2. 学校の健康診断において衣服を脱いで実施するものに関しては、児童・生徒の性的羞恥心や個々の事情、性的少数者を想定するなどの配慮を行う、また3点目として、女性医師による健康診断の実施の検討、4. 児童・生徒、保護者への十分な説明を行うとともに、5番目として、個別の診察スペースを確保してプライバシーの保護に取り組む等の提言を行いました。

そのような状況の中で、文部科学省は今年1月22日付で、健康診断について、正確な診察に支障のない範囲で、原則上半身裸ではなく体操服等で体を覆うなど、子供たちのプライバシーや心情に配慮した環境整備を行うよう通知を行いました。

具体的には、健康診断の服装等については、今まで特に定めがなく、地域や学校で運用が異なっていたため、正確な健診や診察に支障のない範囲で、原則上半身裸ではなく体操服やタオルで体を覆い、配慮するよう求めました。また、健診や診察の際は、囲いなどで個別スペースをつくり、ほかの子供から体が見えないようにし、原則子供と同性の教職員が立ち会うなどを例示しました。

一方で、診察では、成長段階に多く見られる背骨の病気で背中を直接見たり、心臓の異常の有無の確認のため直接聴診器を当てたりすることなどがあると例示し、体操服や下着などをめくって診察する場合や聴診器を当てる場合があることを学校が事前に子供や保護者に説明するよう求めました。

また、文部科学省は、自治体に対して地域の医師会と健康診断の際の実施方法を協議し周知するよう求め、日本医師会にも今回の通知内容の周知を依頼いたしました。

これらの内容に示されたとおり、プライバシー等に配慮された安心できる環境で、正確な健診・診察を受けることができる健康診断の実施が、本町の子供たちにとってもとても重要であります。

そこで、本町においても、文科省が示したように、正確な健診や診察に支障がない範囲で、児童・生徒のプライバシー等に十分配慮を行い、児童・生徒が安心して受けられる健康診断を実施していくことが重要だと思いますが、本町の健康診断の現在の状況について伺います。あわせて、今回の文科省の通知について、本町内の学校に周知したのか、お伺いいたします。

文科省は、自治体に対して地域の医師会と健康診断の際の実施方法を協議し周知するよう求めています。本町において医師会と健康診断の実施方法について協議したのか、もしくは今後協議していくことが決まっているのか、お伺いいたします。

以上3点にわたる質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（若山隆史君） 住民課長 岡野文紀君。

〔住民課長 岡野文紀君登壇〕

○住民課長（岡野文紀君） 中村議員の御質問の大きな1点目、マイナ保険証の普及と利用促進についてにお答えをさせていただきます。

現在、国においては、安心・安全で利便性の高いデジタル社会の実現と効率的な行政運営を目指し、その基盤となるマイナンバーカードの普及促進を進めており、またその利活用についても拡大の取組を進めています。社会全体でのデジタル化がこれまでの生活に変容をもたらす中、行政からの分かりやすい情報発信は不可欠であると考えております。

中村議員の12月に向けての広報活動を強力に推進し、町民の皆様への正しい情報発信に取り組んでいくべきと考えますが、見解を伺いますとの御質問についてですが、本年12月2日からの運用については、依然として住民の方から保険証としての利用方法や資格確認書などについて心配するお声をいただくことがあります。住民の方が不安なく御利用いただけるよう、スタッフを増員し、仕組みなど分かりやすく丁寧な説明に努めておるところでございます。

議員御案内のありましたマイナ保険証の利用促進のパンフレットについては、本年7月の国民健康保険被保険者証更新時に被保険者証と同封して郵送し、被保険者の方に改めて御案内いたしました。今後もマイナ保険証の利用促進につきましては、広報素材の印刷提供を活用しながら、住民の方へ広報、ホームページをより充実させ、分かりやすい情報提供を継続して実施してまいります。

2点目の御質問のマイナンバーカードをいまだ保有していない方への対応についてですが、令和6年7月末時点で垂井町のマイナンバーカード交付件数は2万2,342件となり、令和6年1月1日時点での総人口に対する交付率は85.7%で、岐阜県・全国平均を上回る交付率でございます。

一方で、マイナンバーカードの未取得の方がおられることも事実として受け止めておるところでございます。マイナンバーカードの取得につきましては任意であることから、未取得の方

にはあえて申請されない方、取得を希望するも取得に至っていない方がおられると思料され、そういった希望者への対応をさせていただくことが今後極めて重要であると考えております。

施設に入所されていることにより来庁が困難な方につきましては、希望される全ての方が不安なくマイナンバーカードを取得できるよう、福祉施設へ住民課職員が赴き、直接申請受付することもマイナンバーカードの普及促進の有効な手段の一つとして検討を進めていくことも考えてまいります。

住民の方にマイナンバーカードとマイナ保険証について十分御理解をいただいた上で安心して御利用いただくため、分かりやすく丁寧な説明とさらなる啓発周知に取り組んでまいり所存でございます。御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 健康福祉課長 酒井明美君。

〔健康福祉課長 酒井明美君登壇〕

○健康福祉課長（酒井明美君） 中村議員の大きい2つ目の御質問、認知症の人に寄り添った地域社会の構築についてお答えをさせていただきます。

初めに、1点目の御質問、認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解を深める取組についてでございます。

現在、本町では、認知症に関する理解促進を図るための啓発事業を各地区まちづくり協議会と協働で実施しているところでございます。

その内容を御紹介いたしますと、「ぼけますから、よろしくお願いします。」と題した映画を上映しております。この作品は、娘である私の視点から、認知症の患者を抱えた家族の内側を丹念に描いたドキュメンタリー映画で、認知症が進む母とそれを支える父の日常が映されており、参加された方からは認知症がより身近に感じられたとの感想をお聞きしています。

あわせて、地域包括支援センターからは、認知症のお話や認知症施策の情報提供を行っているところでございます。

そのほかには、認知症の進行度と主な症状、家族の心構えと対応のポイント、また認知症の進行に応じたサービスと支援を掲載した認知症ガイドブック、認知症ケアパスなどのパンフレットを作成するなど、少しでも分かりやすいようにと心がけ、啓発事業を進めているところでございます。

さらに、今年度は、生涯学習課と連携して、生き生き学級の中央研修会において、先ほど御紹介しましたドキュメンタリー映画の上映と認知症施策の情報提供を行ったところでございます。

議員御提案のとおり、認知症に関する理解を深めるための啓発事業につきましては、各地区、団体と連携して進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の御質問、認知症の人と家族等の尊厳ある暮らしを守るために、ユマニチュードの普及の取組についてでございます。

ユマニチュードとは、議員の御紹介のとおり、フランスの2人の体育学の専門家が開発した

ケアコミュニケーションの技法でございます。「見る」「話す」「触れる」「立つ」をケアの4つの柱とし、それをマルチに組み合わせることで、相手を大切に思っていることを分かるように伝える技術だということでございます。

本町では、認知症ガイドブックの中で、家族の心構えや対応のポイントとして、御本人を否定することなく寄り添うことが重要であることとし、接し方の事例を掲載しております。

いずれにいたしましても、認知症の方のケアにつきましては、認知症の方御本人を尊重し、寄り添う考え方は共通するものであると思われまます。

ユマニチュードにつきましては、調査・研究し、認知症の方に対するよりよいケアの在り方を発信してまいりたいと考えております。

次に、3点目の御質問、地域における認知症ピアサポート環境の整備についてでございます。

現在、本町では、社会福祉法人に委託し、毎月1回、垂井町認知症カフェ、メモリーカフェいぶきっさを開催しております。ここでは、認知症の本人や家族、物忘れが気になる方などが集まり、専門家を交えて催しを楽しみながら、参加した方の不安が少しでも軽減できるよう、情報交換や相談をしていただいています。今後もこのような取組を継続しながら、認知症ピアサポート環境の充実に努めてまいります。

認知症になっても、住み慣れた地域でできる限り自分らしい生活を送っていただけるよう、認知症啓発事業を推進してまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 教育次長 小川裕司君。

〔教育次長兼学校教育課長 小川裕司君登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（小川裕司君） 私からは、中村議員の3点目の御質問、円滑な健康診断実施のための環境整備の推進についてお答えいたします。

学校における健康診断につきましては、学校保健安全法第13条に、学校は、毎学年定期に、児童・生徒の健康診断を行わなければならないと定められています。同法施行規則第5条では、実施時期として、健康診断は、毎学年、6月30日までにを行うものとする。第6条では、健康診断における検査の項目について定められています。また、第9条では、検査後の措置として、その結果を児童・生徒及びその保護者に通知すると、また健康診断結果により疾病の予防処置を行うことなどが定められています。

小・中学校では、これらの規定に基づきまして、児童・生徒の健康状態の把握と適切な措置を行うため、これまで健康診断を実施してまいりました。

議員の御紹介のとおり、本年1月22日付で文部科学省から、「児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備について」の通知が出されました。

垂井町教育委員会では、この通知を踏まえ、昨年度中に学校医の代表医師の指導と助言を受け、保護者宛ての文書「学校での健康診断の実施について」を作成し、健康診断が始まる本年4月に垂井町教育委員会教育長と校長の連名で保護者に配付をさせていただきました。

この文書には、健康診断では、医師との緊密な連携を図り、児童・生徒のプライバシーや心

情に配慮して実施していることに御理解くださいとし、その例として、内科検診や運動器検診は男女別に実施をすること、検査・診察時には、待機している児童・生徒から見えないう、つい立てやカーテン等を使用すること、検査・診察の立会いは、養護教諭に加え、受診する児童・生徒と同性の教職員が行うことを示させていただきました。

あわせて、必要に応じて医師が正確な検査・診察を行うため御理解をいただくこととして、医師が診察に当たって視触診したり、直接聴診器を肌に当てたりすること、脊柱のねじれや湾曲など脊柱の疾病や異常の有無を確認するために、必要に応じて視診したり、背中や腰を触診したりすることもお示しいたしました。

また、健康診断等の結果、疾病や異常が疑われた場合には、速やかに専門医の診察を受けていただくよう事後措置への依頼も行っています。

児童・生徒一人一人の健康の保持増進、健康管理に重要な役割を果たすのが学校における定期健康診断です。今後ともプライバシーに配慮し、児童・生徒が安心して健康診断を受診できるよう、また医師による正確な診断ができるよう、引き続き学校医と緊密な連携を図りながら健康診断に取り組んでまいります。御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（若山隆史君） 12番 中村ひとみ君。

○12番（中村ひとみ君） 各課の御丁寧な答弁、大変にありがとうございました。

マイナ保険証につきましては、課長が丁寧に説明していただきました。とにかく町民の皆様の理解の上での推進になっていくと思います。

先ほど持っていない、保有していない方への対応として、最大1年間は保険証を使えるよとか、そういうことも発信しながら、まだ持っていない方に関しては資格確認書がプッシュ型で交付されるということなど、安心していただきながら、移行期間みたいな感じで、説明を丁寧にしていただきながら移行していただきたいなという、これはお願いします。

学校の健康診断については、申し分がございませんが、とにかくプライバシー等をしっかりと配慮していただいて、安心してできる環境をこれからも努めていただきたいと思います。

最後の認知症施策につきまして、再質をさせていただきたいと思います。

本当に様々な、垂井町といたしまして様々な取組をしていただいているということで、大変に安心をしたところでございます。

私も先日、ユマニチュードの福岡市での講演を、福岡市に行ったわけじゃないんですが、講演をされるということでオンラインで聞かせてもらったんですが、本当にそのときの動画とか、そういうのも見させていただいて、多分課長も御覧になっているかと思いますが、それが成功したからこそ、この8年にわたって福岡市はこれを進めていっているんだなということを感じて、見させていただきました。行政がユマニチュードに本格的に取り組むのは世界初だそうです、この福岡市が。それを進めていらっしゃるということで、本当に垂井町もこれが進むといいなという感想を持ちました。

最後、ちょっと質問に入らせていただきますが、先ほど、周りの人に私は認知症になっちゃ

ったから支えてね、お願いと言える社会になったらいいなということをおっしゃっている、群馬大学の名誉教授の山口氏がおっしゃっているんですが、本当に認知症をポジティブに捉えていこうということで、基本法が今年1月に施行されて、今後認知症の人が本当に希望を持って暮らせるための施策は、国とかここの垂井町だと思います。認知症なんか怖くないよという時代が来るといいなということを思いながら、町長さん、認知症月間ということで今月うたってあるんですが、町長の認知症に対する思いというか、お考えを一言お聞かせいただきたいと思います。お願いします。

○議長（若山隆史君） 今、時間が参っておりますけれども、40分に達しておりますので、質問を終了ということで、答弁も行わないというような形になりますので、よろしく願いいたします。

これで12番 中村ひとみ君の一般質問を終了いたします。

6番 鈴木準二君。

〔6番 鈴木準二君登壇〕

○6番（鈴木準二君） 議長の許可をいただきましたので、通告に基づいて一般質問をさせていただきます。

質問は3つでございます。ワイワイプラザの指定管理者と垂井地区まちづくりセンターの在り方について、2つ目は、ワイワイプラザにおけるL e t'sたるいの位置づけについて、3点目は、L e t'sたるいに対する地域スポーツ推進事業の助成金の使途について、この3つでございます。

垂井町における初めての複合施設としてスタートしたワイワイプラザがオープンして半年が過ぎようとしています。私は、このワイワイプラザの設置条例、あるいは指定管理者の同意、こうした課題について反対をしてまいりました。言うならば、その後、ワイワイプラザとまちづくりセンターの関係等々を注視をしてきたわけでございます。

開設当初から指定管理者と垂井地区まちづくりセンターとの様々な擦れ違い、トラブル等が発生していましたことは、関係各課においては御承知のとおりだと思っております。こうした擦れ違いは現在も続いているというふうに感じております。

この要因を私なりに考えますと、複合施設の考え方が不明確なために、指定管理者の権限が地区センターに及ぶとする捉え方があるからではないでしょうか。

垂井の地区センターは、地区センター設置条例に基づき設置されており、基本的に指定管理の対象から外れるものと考えております。この考え方を踏まえて、地区センター（垂井地区まちづくり協議会）とワイワイプラザが対等な立場で連携し、運営するというのが基本ではないでしょうか。

ワイワイプラザの指定管理について、この考え方について改めて関係各課のお考えをお聞かせください。

2点目に入ります。

ワイワイプラザの指定管理者はL e t'sたるいであります。指定管理者は、指定管理事務、すなわち施設の維持管理に関する業務、施設の運営管理に関する業務、指定管理者が実施する指定管理に関する業務を遂行することが求められ、そのための事務所が設置をされております。この事務所はワイワイプラザの事務所です。ワイワイプラザを運営するための事務所です。L e t'sたるいの事務所ではありません。

実態はどうでしょうか。L e t'sたるいの事務所として使用されているように見えます。ならば、当然のこと事務所の使用料、家賃が必要ではないでしょうか。いかがでしょうか。関係各課のお考えをお聞かせください。

3点目に、L e t'sたるいが行う地域スポーツ推進事業に対して、垂井町の補助金が500万円支払われています。古いかも分かりませんが、令和4年度の決算資料を頂いております。L e t'sたるいの会員で構成するサークルに対して、自主活動支援事業と位置づけ、この補助金から6万5,024円が支出されております。この資料によれば、事業費の大半がショートテニスサークルでありました。このサークルのメンバーは年会費5,000円を支払うL e t'sたるいの会員ですが、この決算資料に年会費は計上されておられません。

この課題に取り組みましたのは令和5年度末、言うならば今年の初めでございますけれども、ショートテニスサークルの方から、令和6年度から運営費が大幅に引き上げられる、何とかならないかと相談されたことがきっかけでありました。最終的には、私に相談された皆さんも渋々でも理解した、こういう報告を受けました。

この決算資料等を見たとき、L e t'sたるいは、高齢者対象事業をはじめとして、社会人対象、青少年対象など10の事業を展開されており、それぞれの事業に補助金が使われております。この中にはL e t'sたるいの会員となることが必須の事業が含まれているのではないのでしょうか。

L e t'sたるいの会員で構成する独自のサークル及び会員になることが条件の事業にこの補助金が使われることについて、私は違和感を覚えるところであります。この補助金はL e t'sたるいの運営補助金なのか、あるいは今お話をしたように、スポーツに限定をしたひもつきの補助金なのか、この辺が非常に分かりにくい。

予算の中で論議をするというのが正当かも知れませんが、この補助金についての基本的な考え方を関係課からお聞かせいただければ幸いです。以上です。

○議長（若山隆史君） 生涯学習課長 桑原和弘君。

〔生涯学習課長 桑原和弘君登壇〕

○生涯学習課長（桑原和弘君） 私からは、鈴木議員の御質問、ワイワイプラザ垂井の指定管理につきましてお答えいたします。

1点目の御質問、ワイワイプラザ垂井の指定管理者と垂井地区まちづくりセンターの在り方につきましてお答えいたします。

ワイワイプラザ垂井の設置及び管理に関する条例第1条では、誰もが楽しく学び、活動し、

人と人とが交流することのできる場を提供することにより、町民の多様な活動を推進し、もって本町のにぎわいを創出するとともに、協働のまちづくりを推進するため、ワイワイプラザ垂井を設置すると述べています。

垂井町初の複合施設であるワイワイプラザ垂井が4月に供用開始されてから、約半年が経過しました。この間、オープニングイベント、垂井まつりの練り込みの出発点、そして新聞等で大きく報じられました、地区を超えて開催されましたレトロナイトタルイ2024などでは、楽しく活動し、人と人との交流によるにぎわいが生み出されたと感じています。

また、夏休みには、2階の机で子供たちが学習に取り組む姿も見ました。

さらに、8月22日には、西濃地区全市町から中学生67名と保護者、学校関係者による西濃地区中学生英語スピーチコンテストが行われました。

こうしたイベントだけでなく、日常的な文化活動やスポーツレクリエーション活動のための施設の利用申請が多く、そういう意味でもにぎわい、活用いただいていますことに感謝申し上げます。

また、利用希望が多いことから、施設を利用したい希望を持っておられる皆様全てにお応えできていない場面もあるだろうとおわびを申し上げます。

さて、ワイワイプラザ垂井は、垂井地区まちづくりセンター、中央公民館と勤労青少年ホームの機能を持つ垂井町初の複合施設になりますことから、令和5年5月から垂井地区まちづくり協議会、垂井地区まちづくりセンター、L e t's たるい、町まちづくりセンター、生涯学習課など関係者によるワイワイプラザ垂井運営会議をこれまでに合計21回開催してまいりました。

また、供用開始して初めて分かる具体的な問題や小さな課題も発生しますことから、1か月に1回、関係者が定期的に集まり、ワイワイプラザ垂井運営会議で検討し、調整をしていただいています。

当該施設は、垂井地区まちづくりセンターの機能も有している複合施設でありますので、垂井町地区まちづくりセンターの設置及び管理等に関する条例の規定に基づき、小会議室3・4・5の使用許可権限は町長であると定めています。地区まちづくりセンター長の指揮の下、センター員が業務を遂行し、地区まちづくりセンターの設置目的に基づく各種事業が展開されており、議員が御指摘されるような指定管理者の権限が地区まちづくりセンターにも及ぶことはないと考えておりますし、議員がおっしゃるとおり、両者が対等な立場で連携して施設全体を運営していくことが私も運営の基本だと考えております。

冒頭申し上げましたように、ワイワイプラザ垂井がにぎわっていますのも、垂井地区まちづくりセンターとL e t's たるいの関係者の皆様が複合施設であることを十分に御理解いただき、お互いの立場を理解いただきながら調整に努めていただいているおかげと感謝申し上げます。

2点目の御質問、ワイワイプラザにおけるL e t's たるいの位置づけにつきましてお答え

いたします。

当該施設は様々な議論を経て、多くの地方公共団体が取り組んでいる公営組織の民営化の一環として、官民連携の一つである指定管理者制度を採用しています。公共施設等の維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、地域活性化、財政資金の効率的使用や業務の効率化等が期待されるものと考えております。

指定管理者として指定しました特定非営利活動法人L e t'sたるいは、総合型地域スポーツクラブが地方自治体等とパートナーシップを構築して公益的な事業体としての役割を果たしていくために、スポーツ庁の枠組みに基づいて整備された登録認証制度の登録クラブであり、特定非営利活動促進法により特定非営利活動を行う団体として法人格が付与されています。

当該法人の定款には、学術・文化・芸術またはスポーツの振興を図る活動、保健、医療または福祉の増進を図る活動、まちづくりの推進を図る活動などが定められており、地域コミュニティの核として、スポーツ環境の充実やスポーツ・文化を通じた地域課題解決などの公益的な取組を通じて、地域住民から求められる役割を担えと期待しているところでございます。

このことは、ワイワイプラザ垂井の設置及び管理に関する条例に定める当該施設の設置目的を達成するための事業である指定管理者が実施する事業に関する業務を確実に遂行できる法人であると考えております。

これまで申し上げましたように、L e t'sたるいは官民連携の事業体として認識しております。本来垂井町が行うべき事業をL e t'sたるいの活動で賄っていただいていることから、別途事務所家賃を徴収することは合理性に欠くものと考えております。

なお、勤労青少年ホームにつきましても、平成29年4月からL e t'sたるいが指定管理に指定され、運営をお願いしてきましたが、同様の扱いをしてきたところでございます。

3点目の御質問、L e t'sたるいに対する地域スポーツ推進事業の助成金使途につきましてお答えいたします。

町では、垂井町地域スポーツ推進事業費補助金交付要綱に基づき、総合型地域スポーツクラブが運動・スポーツ・文化を通して豊かで活力ある地域づくりを推進するために実施する事業に対し、補助金を交付しております。

その中で、補助対象事業として、健康相談及び体力相談に関する事業、スポーツ教室及びスポーツ大会の開催事業、研修会の開催事業、広報活動、文化教室の開催、その他の文化的な事業、その他活力ある地域づくりを推進する事業としているところでございます。

L e t'sたるいにつきましては、議員御指摘のとおり、皆様の会費で運営されており、健康づくり、生きがいくくり、子育て支援を通して社会貢献活動に取り組んでいます。その中で、各種教室、講座などのプログラムやサークル活動に取り組んでいます。また、誰でも参加できるスポーツイベントとして、高齢者や障がい者を対象にスポーツに触れる機会の提供も行っております。

このようなことから、会費の有無に関係なく、L e t'sたるいの活動に賛同し、参加して

いる方に対し、補助金交付要綱に基づく事業に補助金が利用されていると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 6番 鈴木準二君。

○6番（鈴木準二君） ありがとうございます。

1点目の質問については、率直に言って、企画調整課長からも若干お話をお聞きしたいなというふうには思っておりますが、恐らく同じようなお話がされるであろうということですから、それはこれ以上を求めないということにいたします。

ただ、例えばけやきの家というのは社会福祉協議会に指定管理されております。あそこに社会福祉協議会の事務所を持っていくのでしょうか。それは場所がない、あるということは別にして、そこでは、そこに該当する職員だとか何かという形と、社会福祉協議会は相談をしたり、指示をしたり、やっていくということだろうというふうに思うんですね。

言うなら、ワイワイプラザは、施設長とワイワイプラザに関わる職員の皆さん、それがいるところが事務所なんですね。それがL e t'sの事務所となって、L e t'sの業務もひっくるめてやっているよと。いや、だけどL e t'sはそういう団体だからいいんだ。私としては、これは非常に理解が難しいという思いがございます。

これ以上言っても同じだろうというふうに思いますので、あえて申し上げませんけれども、もう一点、すみません、今、申し訳ありません、1点、2点について言っちゃったということですから、これ以上言わないということですが、L e t'sたるいに対する地域スポーツ推進事業の課題について、この決算書で見るときにはスポーツ推進事業費、こういうふうに書いてございまして、基本的にスポーツというふうに理解をしておりますけれども、スポーツ関連に対して500万なんだと、L e t'sの様々な活動もひっくるめて500万ではないんだと、こういうことでよろしいのでしょうかということで確認をさせていただきます。

○議長（若山隆史君） 生涯学習課長 桑原和弘君。

○生涯学習課長（桑原和弘君） 鈴木議員の再質問にお答えさせていただきます。

現在、L e t'sたるいには、垂井町地域スポーツ推進事業費補助金交付要綱に基づきまして、今年度でいきますと500万円の補助金を交付しております。こちらにつきましては、年度末には精算という形も考えております。

こちらの補助金につきましては、スポーツ振興事業をL e t'sが行う中で、その学級、講座、またサークル活動に係る経費、またそれに係ります事務経費等に充てておりますので、L e t'sたるいの運営費とスポーツ事業、スポーツ教室等に補助金を充てているという理解をしております。以上でございます。

○議長（若山隆史君） 6番 鈴木準二君。

○6番（鈴木準二君） ちょっと分かりにくいので申し訳ありませんが、スポーツ推進事業費という形で生涯学習課に決算書が提起をされておりますよね。

これは、ここに限定された決算書ですよ。言うならば、会費収入なんていうのは、ここへ

は一切入っていないですね、5,000円年会費の収入というのは。それでもここで助成しているということと、今1点お話があった、ここに限定されているんじゃないよというふうにお答えになっているのかどうか、ちょっと私自身がはっきり理解できないので、ここに決算書に報告されている内容で、中身で限定されているんだと、補助金は、そういうことなのか、その他の運営資金にも使えるのかということを再度確認をさせてください。

○議長（若山隆史君） 生涯学習課長 桑原和弘君。

○生涯学習課長（桑原和弘君） 鈴木議員の再質問にお答えさせていただきます。

この補助金につきましては、スポーツ事業を限定しての補助金になりますので、L e t's が法人としての活動をしています、そちらのほうには使ってはいません。以上です。

○議長（若山隆史君） 6番 鈴木準二君。

○6番（鈴木準二君） もうちょっと時間がありますので、戻らせていただいて再質問をさせていただきます。

家賃問題でありますけれども、L e t's たるいが垂井町の行う様々なそうした行事を肩代わりをしてくれている、だから家賃は取らなくていいんだということでもありますけれども、あるいは最初に御説明があった、様々ににぎわい行事等で成功しているんだと、だからうまくやってもらっているんだという御回答がございましたけれども、正直聞こえてくるのは、この指定管理ぐらい心配するのはないよねというような話まで聞こえてきます。それは私が一方的に聞いているだけなのかも分かりません。皆さんのほうにはそういう話は聞こえていないのだろうかというふうに思います。

先ほど来から言っておるL e t's たるいの事務所の課題、しかもL e t's たるいさんがあそこへ来て、こんな話まで聞こえてくるわけですが、何だといったら、会場の押さえあたりがある面優先されて、先に取りられちゃって、いろいろトラブルもあるよと。

本来、垂井地区センターでは教室をずっと確保していた。ある面では、恐らくそうだろうと、これは僕確認していませんが、岩手の経験からいうと、半期・半期で教室の予約をするとかいうような形もやっておるわけですね。それは今2か月前とかそんな感じになっておるところがあって、そうはいっても計画のところでは先押さえがされるというような話も聞きよりますし、ワイワイプラザに行ってから非常に使いにくくなったというようなこともございます。

それはこの事務所費とは関係はありませんけれども、業務を肩代わりする云々というよりも、あくまで指定管理業務を行う事務所にワイワイプラザの事務所なんですね、あくまで。それは施設長以下の職員、あるいはたまに指導に来るなり何なりするL e t's の方々との協働の場というのはあると思います。常設するということが理解ができない。常設するのなら家賃が要るのではないのでしょうかと、こういうことを申し上げております。

もう一回お聞かせいただいて、お願いをしたいというふうに思います。

○議長（若山隆史君） 生涯学習課長 桑原和弘君。

○生涯学習課長（桑原和弘君） 再度の質問にお答えさせていただきます。

ワイワイプラザ、指定管理をL e t'sが行っておりますが、L e t'sはワイワイプラザを指定管理する一方で、先ほど来御説明させていただいていますように、スポーツ事業をはじめ、地域まちづくりの活動を行っていただいております。

そうしたことから、ワイワイプラザの設置目的であります目的とL e t'sが行っております活動の目的が一致しているということから、家賃については取らないという理解でおります。

また、そのほかに御質問いただきましたL e t'sがあそこで事務所を構えていることによって会場を優先しているのではないかとか、そういった御不満ですとか、要望、苦情等ということをお聞きされているということでございますが、私ども1か月に1回は運営会議という形になる中で、もちろん会場を押さえるには、まちづくりセンターもそうなんですけれども、優先順位等々というのはあります。その中でもL e t'sが行う事業につきましては、指定管理者である以上、その優先順位と同等と考えるのではなく、逆に指定管理者であるがゆえに一步引くなり、そういった対応をすることで施設がうまく回っていくんじゃないかというお話もさせていただいております。

いろいろな苦情、要望等は私どもも聞き及んでおります。それら一つ一つにつきましては、今後十分この運営会議なり垂井地区まちづくりセンターと十分詰める中で、一つ一つ解決して、よりよい施設運営をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（若山隆史君） 6番 鈴木準二君。

○6番（鈴木準二君） 質問はこれで終わりますけれども、私の耳に入ってくる状況は、先ほど来から申し述べておるようなことが非常に多いです。

そして、L e t'sたるいがワイワイプラザに来たと。これは、何回も言いますが、指定管理者としての部分とL e t'sたるいという部分は別なんですね。指定管理の事務所とは。そういう辺はもうちょっとはつきりさせていただきたいという願いをしておきますし、これから先、様々な課題が出てくるというふうには思うんです。垂井地区のまちづくり、L e t'sたるいが本当にまちづくりという形になるのか、2つの母体があそこでそうしたことをやっていくということは本当に適切なのか、こういうことも含めて、改めて内部討議を進めていただければなど、こんなふうに思いますので、これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（若山隆史君） しばらく休憩いたします。再開は14時40分といたします。

午後2時27分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（若山隆史君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

1番 江上裕子君。

〔1番 江上裕子君登壇〕

○1番（江上裕子君） 1番 江上裕子でございます。

議長のお許しを得ましたので、通告に従い一般質問をいたします。

大きく、国史跡である美濃国府跡の今後の方針についてお尋ねいたします。

垂井町においては、令和4年度より令和7年度まで、美濃国府跡公有地化計画に基づき、美濃国府跡を適切に保護・管理するために、指定地の公有地化を進めているところでございます。現地に行ってみると、すっきりと見渡せるようになり、景観の変化からも公有地化が進んでいることがよく分かります。いよいよ国史跡である美濃国府跡が有効活用できる、そんな期待が高まっています。

過去の「広報たるい」においても発掘の様子などが、このように私が探ただけでもたくさん掲載されており、町民の皆様の関心の高さがうかがわれます。

史跡を適切に保護・管理していくことはもちろんのこと、後世にこの史跡の歴史的な価値をしっかりと伝えていくことは、この時代に生きる私たちだからできることです。この状況に関わりのある私たちは、美濃国府跡を後世の人々によりよい形で残し、伝えていく責務があると考えます。

さて一方で、史跡は、かつてはここにあったという痕跡はあるものの、現在目で見えることはできません。これらのものを整備し、後世に伝えることは非常に難しいと最初は考えました。

しかし、後に私は概念を大きく変えることになりました。それは不破郡町村議会議長会視察研修会の中での体験からです。この視察研修会は、関ヶ原町と垂井町の議員が合同で研修をするものです。

視察研修会では、垂井町において、ワイワイプラザ垂井を、関ヶ原町の議員の皆様と一緒に概要等の説明を聞いた後、当施設を視察しました。質疑応答のところでは、合同で視察することで、また違った切り口からの質問があり、とても勉強になりました。

一方、関ヶ原町においては、「関ヶ原古戦場グランドデザイン」、岐阜県と関ヶ原町の取組のお話をお聞きした後、古戦場開戦地、実際に戦いが行われた場所ですね、を視察しました。当然のことながら、古戦場ですので今戦いが行われているわけではありません。しかし、そこにいてだけで戦いの様子がイメージできました。

私は、特に島津義弘の敵中突破ルートのお話のときには、ここをまさに関ヶ原の戦いで島津義弘が駆けていったのかと思うと心が高鳴りました。島津義弘とは、関ヶ原の戦いでは敗軍となったにもかかわらず、その部隊が敵陣を正面突破して退却した脱出劇「島津の退き口」を成功させた武将です。いろいろな解釈はありますが、敗軍となっても最後までひるまず戦い抜くその姿勢は、私がそうありたいと尊敬する生き方です。

なぜ私が、この古戦場開戦地を訪れたとき、このイメージを持つことができたのでしょうか。それはこの歴史を知っていたからです。岐阜関ヶ原古戦場記念館のグラウンド・ビジョンにおいて、見て知る機会があったからです。人々にとって、同じ場所であっても、その歴史を知ることにより大きな意味を持つことが分かります。

そこで、国史跡美濃国府跡においても、歴史的な観点からのアプローチが必要ではないかと考えます。

そこで、岐阜市歴史博物館に、そのヒントを探しに行ってみました。

総合展示室では、ぎふ歴史物語、原始・古墳、古代・中世のコーナーがあります。その中に土岐氏や岐阜城について展示してあるコーナーがあり、そこには美濃国の特産品など、多くの展示物があります。美濃国の魅力が伝わるとともに、国史跡美濃国府跡の歴史的な価値もよく分かります。

その美濃国府は現在の不破郡垂井町府中にあり、その時代には町がにぎわい、文化の中心であったことが分かります。灯台下暗しとはこのことで、不破郡垂井町府中にある美濃国府跡を、私たちが後世に誇ることができる国史跡であることを、私は岐阜市歴史博物館の展示物からさらに学びました。

美濃国府跡の魅力を伝える上で、美濃国府に関連した歴史的な人物の生涯などにもフォーカスすることで、現代の若者にも共感を得ることができるのではと考えます。

そこで1点目、国史跡美濃国府跡の今後の方針について、早野町長にお尋ねいたします。

次に2点目、国史跡美濃国府跡の歴史的な価値を後世に伝えていくためには、その歴史について、人物にフォーカスすることも含めて、若い世代に分かりやすく伝えることが今を生きる私たちの責務であると考えますが、その点についてお尋ねいたします。

○議長（若山隆史君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 私のほうからは、江上議員の御質問、国史跡美濃国府跡の今後の方針についてお答えをしたいと思います。

史跡美濃国府跡につきましては、遺跡を適切に管理し、活用を図ることを目的に、令和4年度から土地の公有地化を図ってまいりました。地権者の皆様の御理解と御協力をいただきまして、現在までに公有地化を予定しております土地1万4,564.93平方メートルのうち、6,767.29平方メートル、約46%の土地を取得いたしましたところでございます。

残る土地につきましても、地権者の了解を得る中で、令和7年度を目途に公有地化事業を進めてまいりますので、御理解をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

なお、公有地化後の方針等につきましては、担当所管の課長から御回答を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（若山隆史君） 生涯学習課長 桑原和弘君。

〔生涯学習課長 桑原和弘君登壇〕

○生涯学習課長（桑原和弘君） 私からは、江上議員の御質問、国史跡美濃国府跡の今後の方針についてお答えいたします。

1点目の御質問、美濃国府跡の今後の方針についてお答えいたします。

議員お尋ねの公有地化後の方針につきましては、平成22年度より史跡美濃国府跡保存管理計画策定委員会を立ち上げ、平成26年3月に史跡美濃国府跡保存管理計画を策定いたしました。

保存管理計画では、調査・研究の推進と遺跡の適切な保存、国府跡の本質的な価値を視覚化

させる整備活用、地域住民や教育機関との連携による次世代への継承、周辺の文化資産との一体的な整備活用を基本方針としております。

この方針に従いまして、美濃国府跡について継続的な発掘調査を実施し、史跡全体の内容把握に努める中で、遺構の保存を前提としました、また視覚的に理解しやすい史跡の公園としての整備を計画しているところでございます。

あわせて、学校教育や生涯学習、ボランティア活動やその他地域活動などを通して史跡を学ぶ機会を設け、次世代への継承を図るとともに、南宮大社や美濃国分寺跡、不破関など、町内外の周辺文化遺産と連携した活用を行っていきたいと考えております。

また、平成30年3月に史跡美濃国府跡整備基本計画を策定しておりますので、公有地化を終えた後には、国の指導に従い、整備範囲の発掘調査の実施、その結果を踏まえた整備基本設計、整備実施設計を作成し、整備事業へと進めてまいりたいと考えております。

2点目の御質問、後世の人々にも美濃国府跡の歴史的価値を分かりやすく伝えることについてお答えいたします。

史跡美濃国府跡の歴史的価値を後世に伝えていくことは、今を生きる私たちの責務であるという議員の強いお考えは、私どもも同じであります。

現在のタリイピアセンター常設展示室は、一巡されますと垂井町の古代から現代に至るまでの垂井町の歴史を理解していただけるよう展示しています。この展示の中には、美濃国府跡を紹介したコーナーがあり、遺跡の発掘調査で発掘された当時の土器や瓦、また珍しいものでは祭祀に使われた土馬や役人が使用した帯飾りである石製の巡方などを展示しています。

タリイピアセンターで収蔵しているこれらの美濃国府跡の出土品につきましては、できる限り子供たちには直接手に取って触れていただき、美濃国府跡の魅力を感じていただく機会を設けています。

このように、町では、タリイピアセンター展示室の見学やまちづくり出前講座として学芸員による歴史講座などで積極的に紹介しているところでございます。

地域におかれましても、府中地区まちづくり協議会の歴史文化部会や美濃国府と活きる府中の会の皆様による小・中学校への出前教室や小学生を対象とした現地見学会などで美濃国府跡の魅力を伝えていただいております。

議員御紹介のとおり、美濃国府に関連したであろう歴史的な人物は多数記録にございます。

聖武天皇は、天平12年に美濃国に訪れ、御所野に所在する宮処寺に滞在された記録があり、国府の役人もこの行幸に深く関わっていたものと考えられています。

また、美濃国司として任じられた記録のある紀貫之、在原業平など、歴史的にも著名な歌人が美濃国府に赴任していたとされています。

当時の美濃国の特産品である和紙に係る紙屋塚や刀剣に深い関わりのある金山彦命が鎮座する南宮大社も存在しています。

このような豊かな歴史に多方面から焦点を当て、積極的に紹介していく中で、後世へと引き

継いでいけるよう、今後とも地元と連携しながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 1 番 江上裕子君。

○1 番（江上裕子君） 今、美濃国府跡についてタルイピアセンターや出前講座などで子供たちにもいろいろと教えていただいているということをお聞きし、本当にうれしいなと思いました。勉強で学ぶというのは、学びなさいと言われて学ぶよりも、自分が学びたいと思って学ぶとすごい力になると思います。そういった意味で、この身近な史跡をみんなに知っていただいて勉強してもらうのはいいことかなと思います。

それで質問ですが、実はこの美濃国府跡は、岐阜県は日本のほぼ真ん中にございますので、この美濃国府跡も日本のほぼ真ん中にあると言ってもいいかと思います。一つの利点は、交通のアクセスが非常によいということで、北に関ヶ原バイパス、南に国道21号、本当に交通のアクセスがよく、地盤も固いと言われております。そしてまとまった土地がそこにある。そういったことから、ここを学びの公園、学びの場所であると同時に、これは一つのこういった考えもあるんじゃないですかという提案ですが、複合的な機能を持たせる、例えば避難場所、もう一つは例えば備蓄倉庫も兼ねてみるとか、そういう複合的な場所というような考え方も一つあると思いますが、この点についてお尋ねいたします。

○議長（若山隆史君） 生涯学習課長 桑原和弘君。

○生涯学習課長（桑原和弘君） 江上議員の再質問にお答えさせていただきます。

議員御提案の、アクセスがよい、また地盤が固い、まとまった土地があるということから、複合的な利用も兼ねて計画してはどうかということでございます。

こちらにつきましては、先ほど答弁させていただきましたように、史跡美濃国府跡整備基本計画を策定しております。その中でもいろいろな活用の方法も考えられます。また、地元をはじめ、いろいろな御要望も聞いております。

その中で、今後、計画設計を進めていく中では、国史跡ということもありますので、国ないしは関係機関とも十分協議しながら、今いただきました防災的な側面も踏まえて検討できたらなということは考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（若山隆史君） 1 番 江上裕子君。

○1 番（江上裕子君） 今、御答弁をいただきました。

やっぱり後世の人が喜んでいただけるように、皆さんで考えて、いいものになればいいなと思っております。

そして、この美濃国府というすばらしいものがせっかく身近にございますので、これが歴史を学ぶきっかけに大人にも子供にもなって、歴史好きの人がたくさん垂井町に生まれればいいなと思いますし、そういった場所になることを願って、私の一般質問を終わります。

○議長（若山隆史君） 7 番 山田成利君。

〔7 番 山田成利君登壇〕

○7番（山田成利君） 7番 山田成利です。

議長の許可をいただきましたので、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

一般質問、これからの小・中学校の在り方について、お尋ねいたします。

全国的に少子高齢化が進んでいる中で、垂井町の令和元年から令和5年までの出生数の推移は、令和元年149人から令和5年には130人と年々と減少をしています。

こうした中、近年、学校や子供たちを取り巻く教育環境は複雑化、多様化して、子供に対する教育課題への早急な解決取組が必要になってきております。

喫緊の課題の一つとして、急速な少子化に伴う児童数の減少による学校の小規模化への検討が上げられます。小規模学校は、児童一人一人へのきめ細かな対応など一定の利点がある一方で、大規模学校とは異なり、集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、話し合うことを通じて、思考力、判断力、表現力などを育むという面が不足するといった懸念を持ちます。

垂井町の小・中学校でも、児童・生徒数の減少により、近年、単式学級から一部複式学級へ編制されている学校はあるようです。

そこで、複式学級についてお尋ねします。

質問1、まず複式学級とはどういう学級ですか、いつからどういう目的で編制され、運用されてこられたか、お尋ねいたします。

質問2、少子化が進み、将来的に子供の数が減れば、複式学級数の増加が考えられますが、この先7地区の小・中学校では、児童・生徒数、また複式学級はどのように推移していくと考えておられるのか、お尋ねをいたします。

質問3、垂井町には7つの小学校、2つの中学校がありますが、将来の児童・生徒数の減少が心配されます。これからの学校の在り方についてどのようなお考えか、お尋ねいたします。

○議長（若山隆史君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 山田議員の御質問、町内小・中学校の学級編制についてのうち、3つ目の御質問でございますが、児童・生徒数の減少が心配されるが、これからの学校の在り方をどう考えるかについてお答えしたいと思います。

垂井町においても、出生数の減少は町の将来像を考える上で大きな課題の一つとして捉えております。

今年度に入りまして、毎月でございますけれども、1日・15日の定例課長会議におきまして、住民課長から、前月分の出生数あるいは死亡者数の数など、垂井町の人口動態について報告をさせておるところでございます。これは、他市町と同様に、垂井町においても人口減少に歯止めがかからない状態が続いていることを受けまして、町の執行部全員で共通認識を持つとともに、人口減少という大きな課題について、いま一度管理職員として十分認識をしていく必要があるとの趣旨から、そういった報告をいたさせておるところでございます。

垂井町第6次総合計画の中では、垂井町の将来像を「ひととまちが輝く地域共創都市～さら

なるやさしさと活気を求めて～」と規定をしておるところでございますが、人口減少という大きな社会構造の変革の中で、我々大人ができることは、将来を担う子供たちに豊かな自然や歴史、文化、また整備された道路、鉄道により都市へのアクセスが容易であることなど、地理的な優位性を持つ我が垂井町の資源を後世にしっかりと引き継いでいく、受け渡していくことが非常に大切でございます。

現在、垂井町には、御案内のとおりでございますが、6つの公立のこども園と私立のこども園、それから7つの小学校と2つの中学校、そして県立の高等学校が設置されております。これらの施設の存在につきましては、垂井町の特色、そして魅力の一つとしても捉えておるところでございます。こうした魅力を生かしながら、次代を担う子供たちの教育環境を整えていくため、将来の学校の在り方についての検討は大切なことであると、そのように考えております。

引き続き、児童・生徒数の推移を分析するとともに、必要な教育施設の改修、維持管理、またデジタル化社会への移行を見据えながら、将来の学校の在り方について十分検討してまいりたい、そのように考えております。

以上、私のほうから答弁とさせていただきます。御理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 教育長 和田満君。

〔教育長 和田満君登壇〕

○教育長（和田 満君） 山田議員の御質問、これからの小・中学校の在り方についてのうち、1点目の複式学級についてと2点目の児童・生徒数と複式学級の推移につきまして、私からお答えいたします。

1点目の複式学級につきましてお答えいたします。

小・中学校の学級編制は、昭和33年5月1日に公布されました公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づいて行われています。

この法律の第3条には、学級編制の標準につきまして、公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童または生徒で編制するものとする。ただし、当該義務教育諸学校の児童または生徒の数が著しく少ないかその他特別の事情がある場合においては、政令で定めるところにより、数学年の児童または生徒を1学級に編制することができると規定されています。

第3条の第2項では、学級編制の区分と1学級の児童または生徒の数について、小学校では、同学年の児童で編制する学級は35人、2の学年の児童で編制する学級、つまり複式学級のことですが、これは16人。ただし、第1学年の児童を含む学級にあつては8人と定められています。同様に、中学校では、同学年の生徒で編制する学級は40人、2の学年の生徒で編制する学級は8人と定められています。

しかしながら、第2項にはただし書が加えられておりまして、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童・生徒の実態を考慮して特に必要があると認められる場合は、規定により定める数を下回る数を基準として定めることができるとしております。この規定に従いま

して、現在、岐阜県では、小学校の2の学年で編制する学級、つまり複式学級は15人と定めております。また、中学校では複式学級を編制しないと定めております。

次に、2点目の御質問、この先の小・中学校の児童・生徒数と複式学級数の推移につきましてお答えします。

垂井町の児童・生徒数は、多くの市町と同様に、今後減少する傾向にあります。

垂井町教育委員会では、次年度以降の学級編制を予測するために、毎年度、出生数を踏まえながら、児童・生徒数の推移を岐阜県教育委員会に報告しております。その推計結果から申し上げますと、今年度5月1日現在、1,907人の小・中学校の児童・生徒数は、5年後の令和11年度におきましては、約2割弱ほど減少し、1,543人となると予測をしております。

次に、今後の複式学級の推移につきましては、来年度、令和7年度では、1つの小学校が、今年度と同様に、3つの複式学級になると見込んでおります。

また、令和8年度と令和9年度では、1つの小学校は、2つの複式学級と2つの単式学級のある合計4学級の学校になります。さらに、1つの小学校は、1つの複式学級、4つの単式学級の合計5学級の学校になると予想しております。

以上、答弁とさせていただきます。御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 7番 山田成利君。

○7番（山田成利君） 7番 山田です。

複式学級の質問に対して御説明いただきありがとうございました。

今垂井町には7つの小学校がありますがけれども、複式学級ということを御存じの学校と、私、東におりますけど、複式学級とは何やという方もおられて、今日教育長さんが御説明いただいて誠にありがとうございます。

そこで再質問をさせていただきます。

近隣市町では、将来の学校の在り方を考える検討会が設立されています。子供の数が減る中で、垂井町の小・中学校のあるべき姿について多方面からの御意見を聞き、子供たちにとって最適な教育環境を整えていくために、本町においても検討会の設立を検討してはいかがでしょうか。町長の所見をお伺いいたします。

○議長（若山隆史君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 山田議員の再質問、将来の学校の在り方を考える検討会についての考え方についてお答えをしたいと思います。

これまで垂井町の将来の学校の在り方に関しましては、所管する学校教育課をはじめといたします関係各課に対しまして、出生数あるいは園児数、児童・生徒数の将来推計でありますとか他市町の取組の状況、そして特に県内の市町村の動向について、継続して調査・研究するようという指示をしてまいりました。

垂井町の将来の学校の在り方については、結論ありきではなく、垂井町の子供たちにとってどういう教育環境が垂井町の子供たちにとってふさわしいか、これは慎重、そしてまたかつ多

角的、多方面な研究と検討が必要であると、そのように考えておるところでございます。

先行されました市町の検討結果でありますとか、また成果なども十分把握した上で、今後、垂井町におきましての組織化も含めて検討してまいりたいと、そのように考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 7番 山田成利君。

○7番（山田成利君） 御回答ありがとうございました。

学校の児童・生徒にとって学習の場として最適な環境であること、また町にとっても将来のまちづくりを考える上で大きなポイントになる学校の在り方についての様々な意見を聞いて検討していくべきだと考えております。

学校にはそれぞれのコミュニティ・スクール制度があります。これらの組織も十分に活用しながら、在り方についてまとめていただくことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（若山隆史君） これをもって一般質問を終了いたします。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

午後3時16分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

垂井町議会議長 若 山 隆 史

会議録署名議員 渡 辺 保 彦

会議録署名議員 小 宅 宏